

大樹町住生活基本計画

令和4年3月

大樹町

大樹町住生活基本計画の概要

(太字は重要施策)

【計画の目的】
 ○社会動向の変化と現行施策の進捗状況を確認し、現在の町の状況と課題を整理し施策の見直しを行う。(国、北海道も適宜、見直しを実施)
 ○上記より、住宅関連施策を明示し、住生活の安定と確保を目指すことを目的とする(H23年度策定の見直し)。

【計画期間】
 ○前回計画(H24~R3)を見直し、新たに10年間(R4~13)を計画期間として策定。社会経済動向の変化に対応して、5年後の見直しを検討。

【計画の位置づけ】
 ○「第5期大樹町総合計画」を上位とする住宅関連の分野別計画

【策定体制】
 ○本計画は、関係課長、オブザーバー(十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課)からなる大樹町住生活基本計画策定委員会において審議。
 ○計画素案を公表してパブリックコメントを実施。
 ○事務局は、建設水道課に設置し、適宜北海道との調整を実施。

課題	理念	基本目標	推進方針	主な取り組み	施策対象	
					公住	民住
課題1 世帯増への対応と 少子高齢化への対応	「やすらぎを生みだす」 人と自然にやさしい住まいづくり	目標1 安心して暮らす ことのできる 住まいづくり	1 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備	① 公営住宅の適正な管理戸数の確保	○	
				② 公営住宅老朽ストックの計画的な更新	○	
				③ 既存公営住宅等ストックの長寿命化	○	
課題2 老朽化が進む 公営住宅等への対応		2 地域で暮らし続けられる住生活の実現	2 地域で暮らし続けられる住生活の実現	① 民間賃貸住宅の入居動向の把握と整備の支援		○
				② 高齢者向け住宅の確保と住み替え支援	○	○
				③ 子どもを産み育てやすい住まいの実現	○	○
課題3 まちづくりと連携した住環境の形成	3 移住・定住の促進	3 移住・定住の促進	① お試し暮らし住宅の利用促進		○	
			② 住民票窓口における転出入者に対するアンケート調査の実施		○	
			③ 移住希望者への情報提供	○	○	
課題4 気候条件、景観など大樹町の環境との調和	目標2 持続可能な 住環境の維持・向上	4 大樹の気候風土に応じた住環境づくり	① 研究機関と連携した風土に根ざした住宅づくりの調査・研究		○	
			② 住まいづくりにおける環境負荷低減の促進		○	
			③ 大樹型住宅の建設促進(大樹でかなえるマイホーム支援事業)		○	
課題5 多様な住宅ニーズに対する住宅供給	5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現	5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現	① まちなか居住の促進とコンパクトな住宅市街地の形成	○	○	
			② 住宅の耐震化の促進	○	○	
			③ 防災・減災対策の促進		○	
課題6 空き家対策と住宅の良質化	目標3 良質な住宅 ストックの形成	6 住宅の性能向上の推進	① 既存住宅のリフォーム支援(大樹町住宅リフォーム支援事業)		○	
			② 相談窓口、相談体制の充実		○	
			③ 北方型住宅2020[※]等の啓発普及 ※道が推奨する高性能認定住宅の名称		○	
7 空き家等の適正管理の推進	7 空き家等の適正管理の推進	7 空き家等の適正管理の推進	④ 地域材の活用	○	○	
			⑤ BIS [※] 、BIS-Eの資格取得支援制度 ※温熱環境の設計・施工資格		○	
			① 大樹町空き家情報登録制度の活用促進		○	
			② 空き家等対策計画の策定による空き家予備軍の対策や空き家の発生抑制、適切な管理の推進の検討		○	

目 次

1章 はじめに	1
1 計画の目的.....	1
2 計画期間.....	1
3 計画の位置づけ.....	1
4 計画策定体制.....	1
2章 住宅事情の特性	2
1 人口・世帯数の推移と少子高齢化の現状.....	2
2 公営住宅等の現状.....	10
3 住環境の現状.....	17
4 気候条件等の地域特性.....	20
5 世帯・住宅ニーズの現状.....	23
6 住宅ストックと空き家等の現状.....	29
7 課題の整理.....	34
3章 住宅施策の目標	36
1 住宅の位置づけ及び住宅施策の意義.....	36
2 基本理念.....	36
3 基本目標.....	36
4 持続的な開発目標（SDGs）に向けた取り組み.....	37
4章 住宅施策の展開方向	39
1 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備.....	40
2 地域で暮らし続けられる住生活の実現.....	42
3 移住・定住の促進.....	43
4 大樹の気候風土に応じた住環境づくり.....	44
5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現.....	45
6 住宅の性能向上の推進.....	46
7 空き家等の適正管理の推進.....	47
5章 重点プロジェクト	48
重点プロジェクト1 住宅のセーフティネット充実プロジェクト.....	49
重点プロジェクト2 地域に適した住宅整備促進プロジェクト.....	51
重点プロジェクト3 中古住宅流通・既存住宅リフォーム促進プロジェクト.....	53
参考資料	56
1 関連計画における取組方針.....	57
2 アンケート調査概要.....	63
3 策定体制と策定経過.....	73

※ 図表中における構成比は、原則として四捨五入をしているため、合計が100.0%とならない場合があります。

1章 はじめに

1 計画の目的

本町では、平成23年度に町における住宅施策を総合的・体系的に推進するものとして「大樹町住生活基本計画」を策定しています。

令和3年度には計画期間満了を迎えるとともに、今後、さらなる急速な高齢化の進展、人口減少社会への転換等、本町を取り巻く住宅事情は急速な変化が見込まれます。本町は、こうした背景を踏まえ、住生活基本計画を見直します。

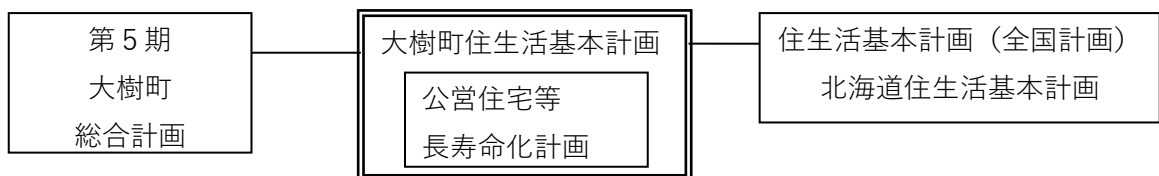
住生活基本計画は、住宅政策の目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策を計画的に推進させることを目的とします。

2 計画期間

住生活基本計画は、10年間（令和4～13年度）を計画期間として策定します。なお、社会経済動向の変化に対応して、5年後に見直しを検討します。

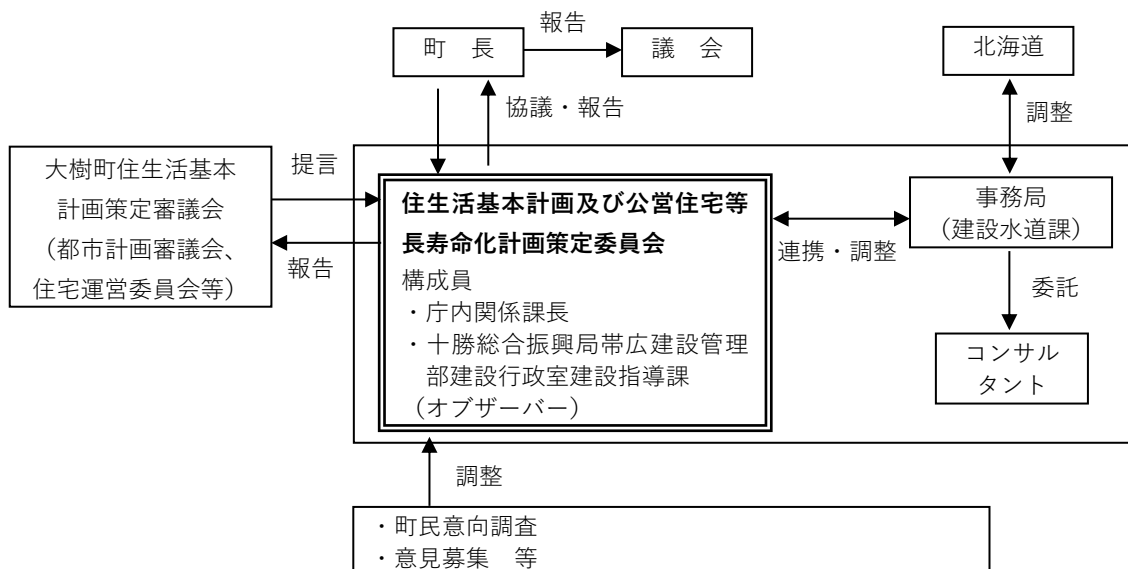
3 計画の位置づけ

本計画は、「第5期大樹町総合計画」を上位計画とする住宅関連の分野別計画となります。「住生活基本計画（全国計画）」、「北海道住生活基本計画」に則します。



4 計画策定体制

住生活基本計画の策定は、関係課長、オブザーバー等からなる「住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会」において協議し、さらに適宜北海道など上位機関との調整を行いつつ実施します。



2章 住宅事情の特性

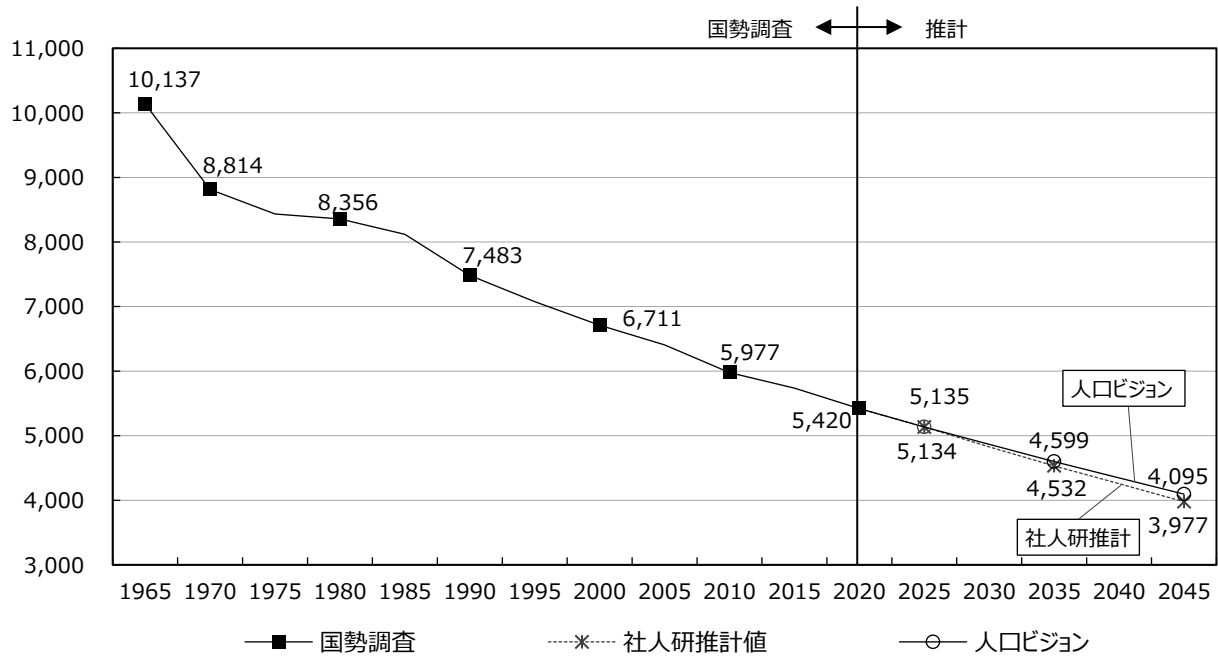
1 人口・世帯数の推移と少子高齢化の現状

(1) 人口の推移

本町の人口は令和2年国勢調査で5,420人、20年間（平成12～令和2年）の推移をみると、19%の減少となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口では、今後も減少が続き、令和7（2025）年で5,134人、令和27（2045）年で3,977人と推計されています。

図 2-1 大樹町の総人口の推移及び将来人口推計



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）、社人研推計、大樹町人口ビジョン

表 2-1 総人口の推移の比較

(単位：人)

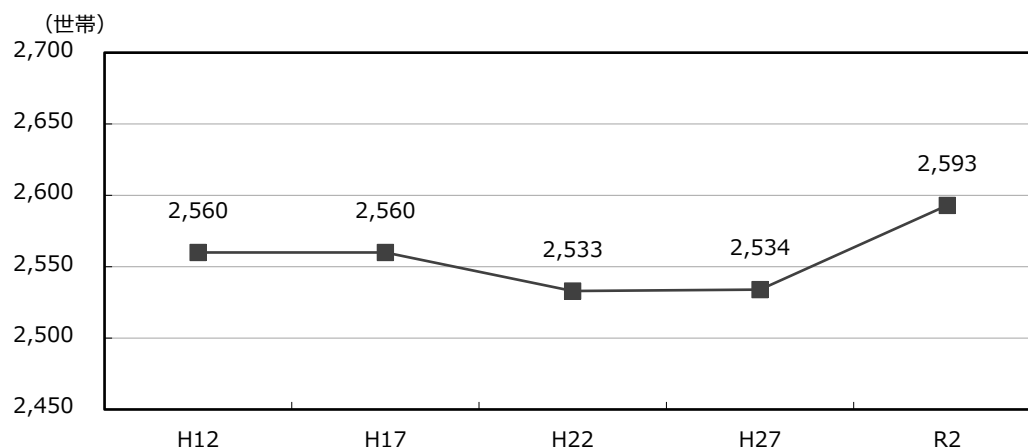
	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H12
北海道	5,683,062	5,627,737	5,506,419	5,381,733	5,224,614	0.92
郡部	1,293,694	1,217,137	1,057,059	986,561	914,137	0.71
十勝管内	357,858	354,146	348,597	343,436	332,648	0.93
大樹町	6,711	6,407	5,977	5,738	5,420	0.81

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数は令和 2 年国勢調査で 2,593 世帯です。推移をみるとほぼ横ばい傾向にありましたが、令和 2 年は平成 27 年より 59 世帯増加しました。

図 2-2 大樹町の世帯数の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-2 世帯数の推移の比較

(単位：世帯)

	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H12
北海道	2,306,419	2,380,251	2,424,317	2,444,810	2,476,846	1.07
郡部	485,696	478,963	435,081	423,112	413,232	0.85
十勝管内	139,184	144,666	148,155	150,525	153,169	1.10
大樹町	2,560	2,560	2,533	2,534	2,593	1.01

資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

※注：ここでいう総世帯数は「一般世帯」と「施設等の世帯」の合計を指します。国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「一般世帯」は、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者等を指します。「施設等の世帯」は、「寮・寄宿舎の学生・生徒」、「病院・療養所の入院者」、「社会施設の入所者」、「自衛隊営舎内居住者」、「矯正施設の入所者」等を指します。また、「一般世帯」について、住居を「住宅」と「住宅以外」に区分しています。「住宅」は、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む）等を指します（店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれます）。「住宅以外」は、寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物を指します（仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます）。

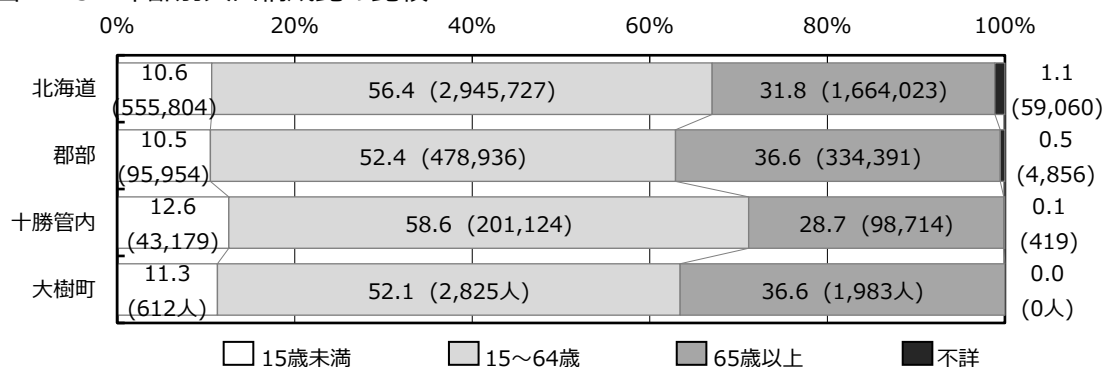
(3) 年齢別人口

本町の年齢別人口をみると、令和2年国勢調査で、年少人口（15歳未満）が612人（11.3%）、生産年齢人口（15～64歳）が2,825人（52.1%）、高齢人口（65歳以上）が1,983人（36.6%）となっています。

15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、年少人口、生産年齢人口ともに減少、高齢人口は増加傾向にあります。

高齢人口は、総人口が減少する中、15年間で1.1倍以上増加しています。

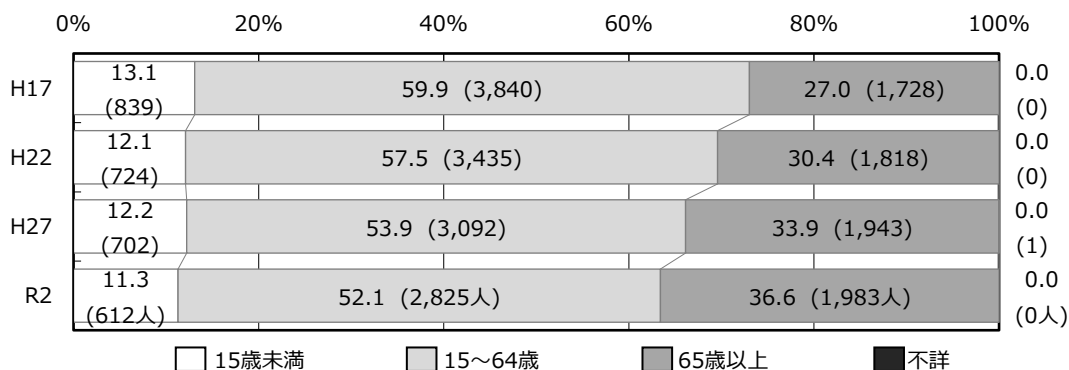
図 2-3 年齢別人口構成比の比較



資料：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

注）郡部：市部を除く町村部

図 2-4 年齢別人口構成比の推移

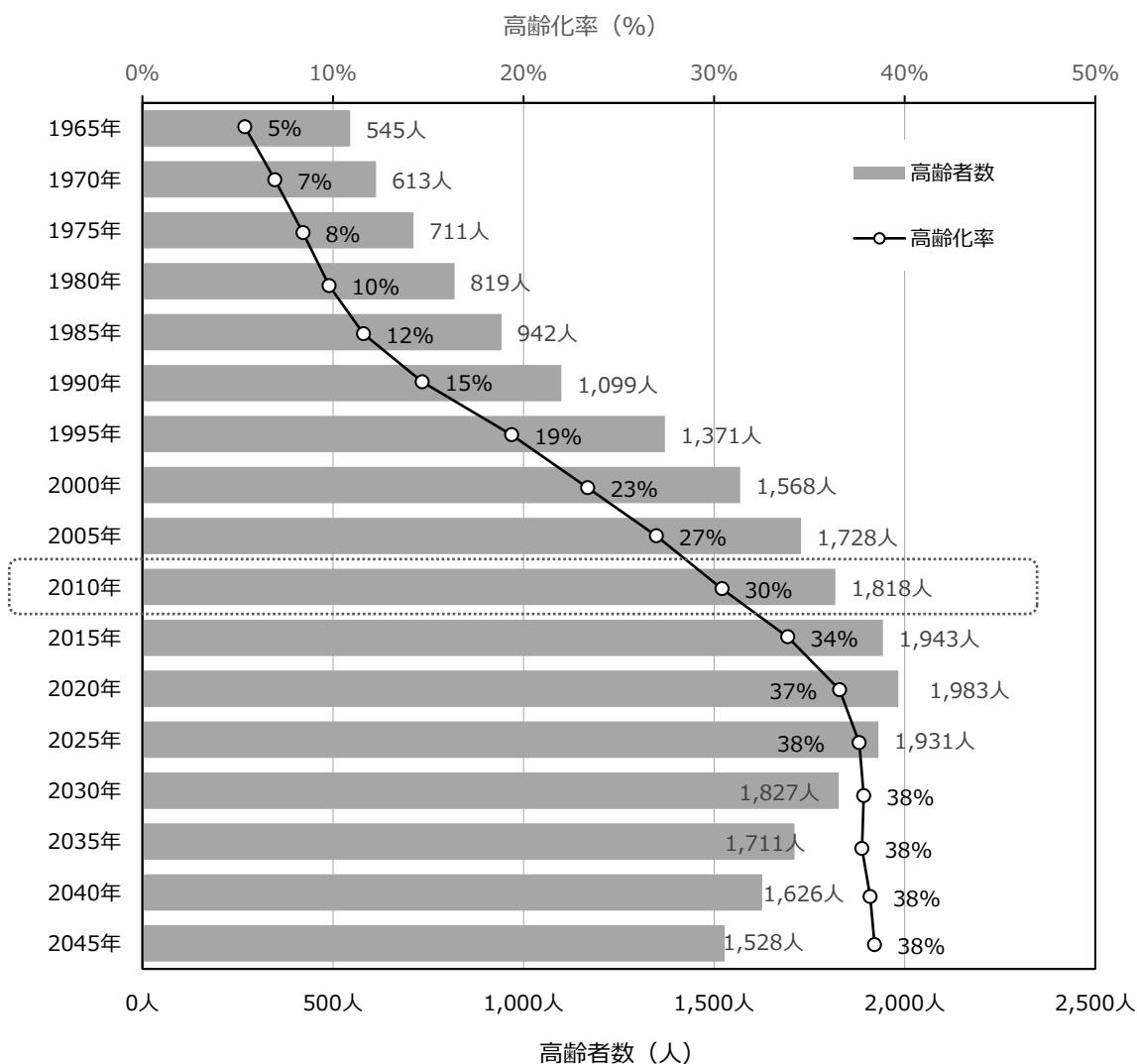


資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(4) 高齢化状況

本町の高齢人口は、総人口が減少する中、実数、割合とも増加していますが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後、実数は令和 2 年をピークに減少、高齢化率も 38%程度で横ばいとなるとされています。

図 2-5 高齢者数と高齢化率の推移



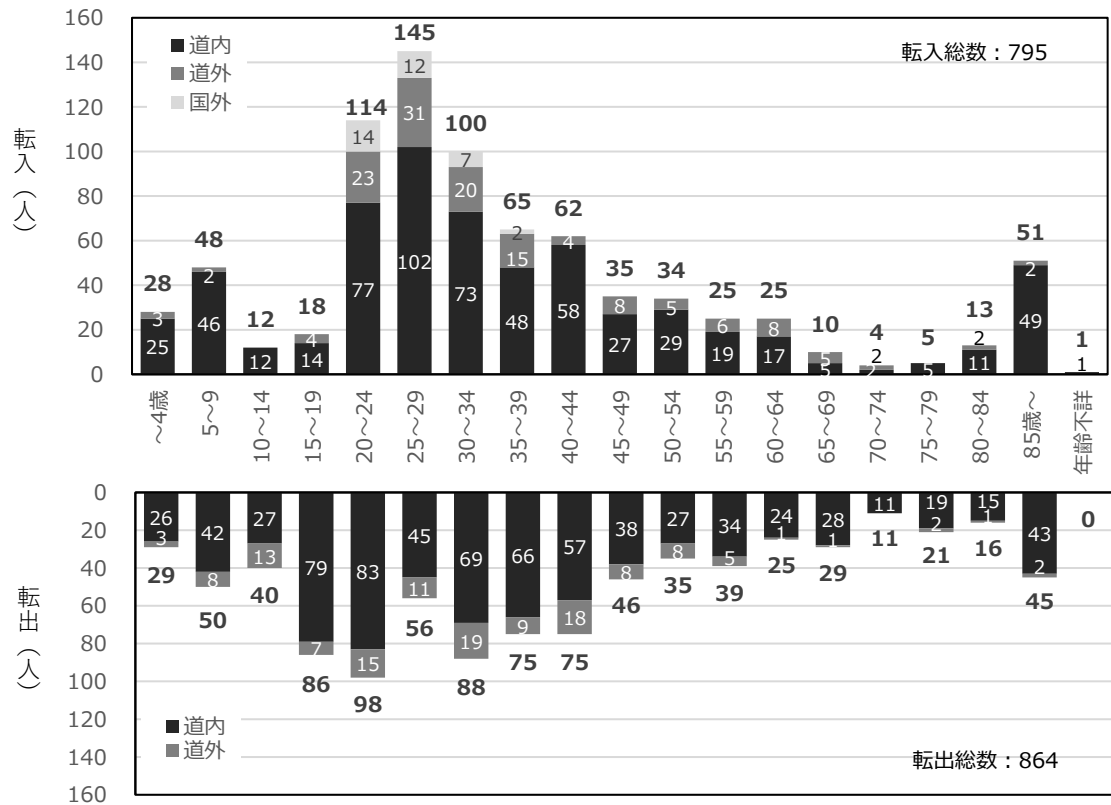
資料：「各年国勢調査結果」(総務省統計局)

2025年以降、国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月推計)

(5) 転入・転出状況

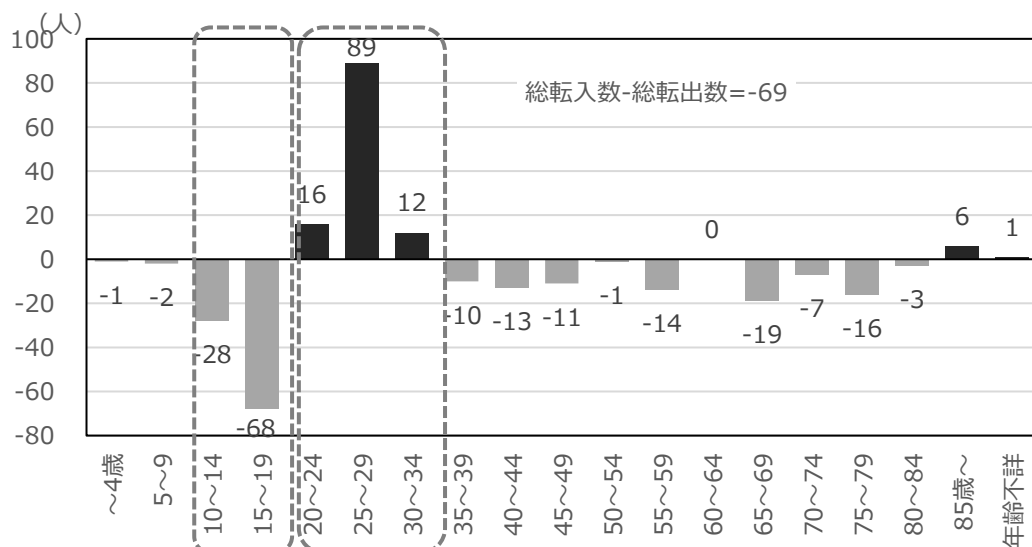
多くの年代で転出が転入を上回っていて、特に10代後半の転出が多くなっていますが、20～30代前半は転入が転出を大きく上回っています。

図 2-6 年代別転出入の状況



資料：平成 27 年国勢調査結果（総務省統計局）

図 2-7 年代別転出入の差異（転入－転出）



(6) 通勤状況

町内に常住する就業者 3,106 人のうち、町内での就業率は 91.3%であり、その他は広尾町 2.5%、幕別町 2.2%、帯広市 1.1%などとなっています。

町内で従業する 3,379 人のうち、町内常住者が 83.9%であり、その他は広尾町が 5.9%、幕別町が 3.0%、帯広市が 2.9%などとなっています。

表 2-3 大樹町に常住する就業者の従業先

大樹町に常住する就業者		
合計	3,106	
大樹町で従業	2,836	91.3%
他市町村で従業	249	8.0%
広尾町	77	2.5%
幕別町	69	2.2%
帯広市	35	1.1%
更別村	27	0.9%
中札内村	21	0.7%
夕張市	2	0.1%
根室市	2	0.1%
音更町	2	0.1%
清水町	2	0.1%
芽室町	2	0.1%
十勝管内その他	2	0.1%
道内その他	0	0.0%
道外・不詳	8	0.3%
不詳	21	0.7%

資料：「平成 27 年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-4 大樹町の従業者の常住地

大樹町で従業する者		
合計	3,379	
大樹町に常住	2,836	83.9%
他市町村に常住	516	15.3%
広尾町	198	5.9%
幕別町	100	3.0%
帯広市	99	2.9%
更別村	41	1.2%
中札内村	31	0.9%
音更町	13	0.4%
札幌市	4	0.1%
芽室町	3	0.1%
池田町	3	0.1%
函館市	2	0.1%
十勝管内その他	4	0.1%
道内その他	13	0.4%
道外・不詳	5	0.1%
不詳	27	0.8%

図 2-8 通勤状況

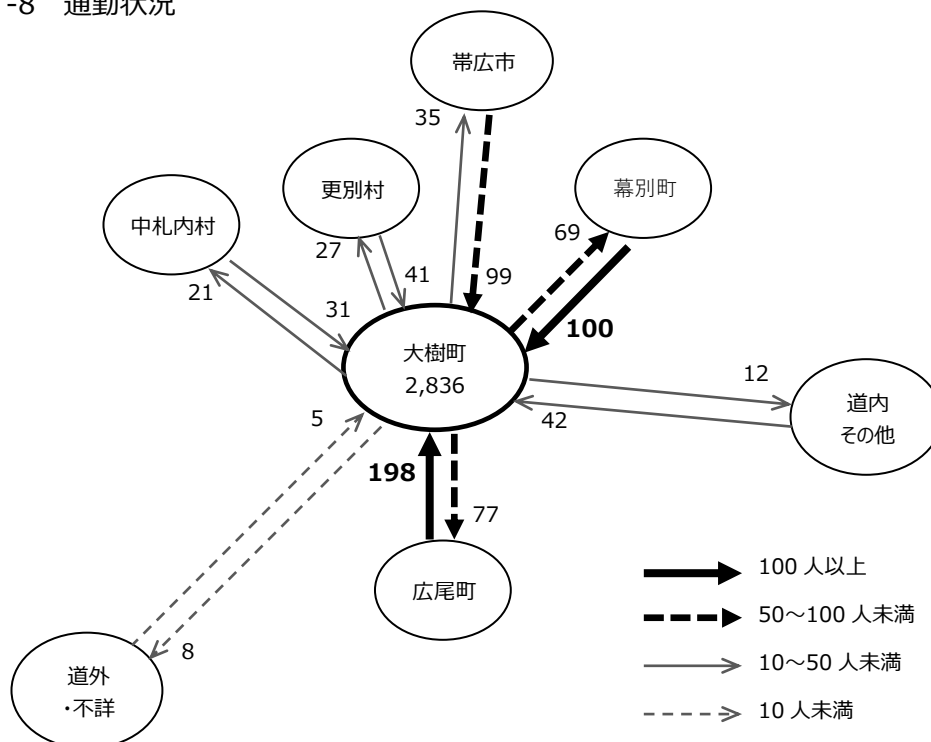


図 2-9 十勝管内常住地による従業人口

(①)



図 2-10 十勝管内従業地による常住人口

(②)

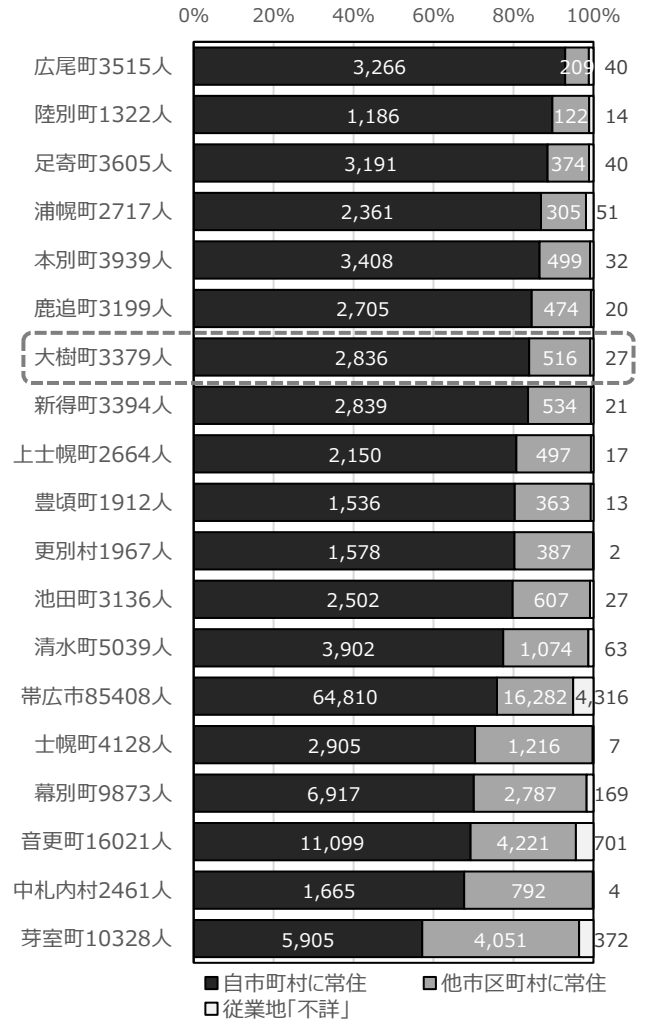
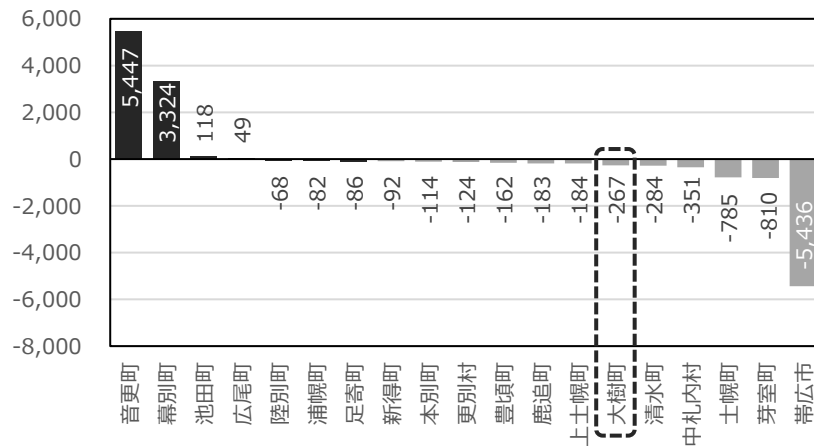


図 2-11 十勝管内の通勤状況

(①)-(②)



資料：「平成 27 年国勢調査結果」(総務省統計局)

課題 1 世帯増への対応と少子高齢化への対応

- 世帯数は横ばいから増加傾向で推移しており、ライフステージに応じた住宅等(若年単身世帯向けの民間賃貸住宅やファミリー世帯の戸建住宅用宅地、高齢者用の集合住宅など)の問題により、定住人口の維持・増加の妨げになることを防ぐ必要があります。
- 町外からの移住や町民の定住意向の増加につながる移住・定住対策への取り組みが求められています。
- 世帯数が横ばいから増加傾向である一方、少子高齢化の進行、高齢者の転出超過傾向がみられ、子育て世帯や高齢者などだれもが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。

2 公営住宅等の現状

(1) 公営住宅等の供給状況

令和3年度末現在、本町の公営住宅等は17団地、102棟、431戸あります。種別の内訳は、公営住宅が16団地、98棟、387戸（89.8%）、特定公共賃貸住宅が2団地、3棟32戸（7.4%）、町単独住宅が1団地、1棟、12戸（2.8%）です。

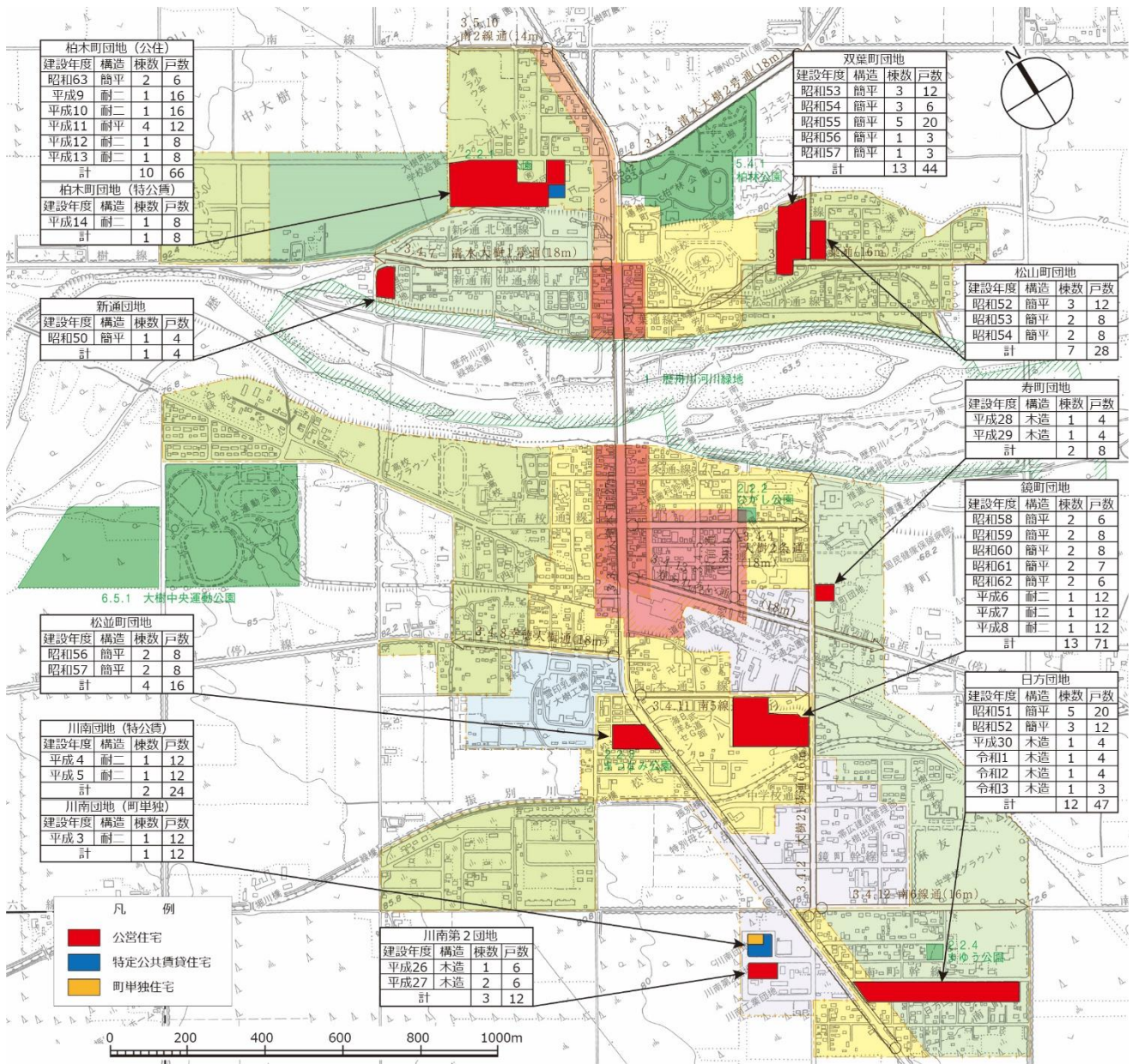
柏木町団地は公営住宅と特定公共賃貸住宅が混在、川南団地は特定公共賃貸住宅と町単独住宅が混在する団地です。

表 2-5 公営住宅等の管理状況

地域	団地名	種類	構造	建設年度	棟数	戸数	用途地域
市街地	柏木町	公営住宅	簡平、耐平、耐二	S63~H13	10	66	1中専
		特公賃	耐二	H14	1	8	1中専
	双葉町	公営住宅	簡平	S53~S57	13	44	1中専
	松山町	公営住宅	簡平	S52~S54	7	28	1中専
	新通	公営住宅	簡平	S50	1	4	2中専
	松並町	公営住宅	簡平	S56,57	4	16	1住居
	鏡町	公営住宅	簡平、耐二	S58~H8	13	71	1住居
	日方	公営住宅	木造、簡平	S51~R3	12	47	2中専、1住居
	川南	特公賃	耐二	H4,5	2	24	準工
		町単独住宅	耐二	H3	1	12	準工
	川南第2	公営住宅	木造	H26,27	3	12	準工
寿町	公営住宅	木造	H28,29	2	8	2中専	
小計		-	-	-	69	340	-
郊外	石坂	公営住宅	簡平	S52~H1	10	27	-
	石坂第2	公営住宅	簡平	S58~S60	7	17	-
	中島	公営住宅	簡平	S53	1	3	-
	旭	公営住宅	簡平	S60~H2	4	11	-
	尾田	公営住宅	簡平	S53~S55	5	11	-
	浜大樹	公営住宅	簡平	S56~H3	3	10	-
	上生花	公営住宅	簡平	S54~S57	3	12	-
	小計		-	-	-	33	91
公営住宅		-	-	-	98	387	-
特公賃		-	-	-	3	32	-
町単独住宅		-	-	-	1	12	-
合計		-	-	-	102	431	-

資料：大樹町調べ（令和3年度末現在）

公営住宅等の位置 (用途地域内)



公営住宅等の位置（郊外）

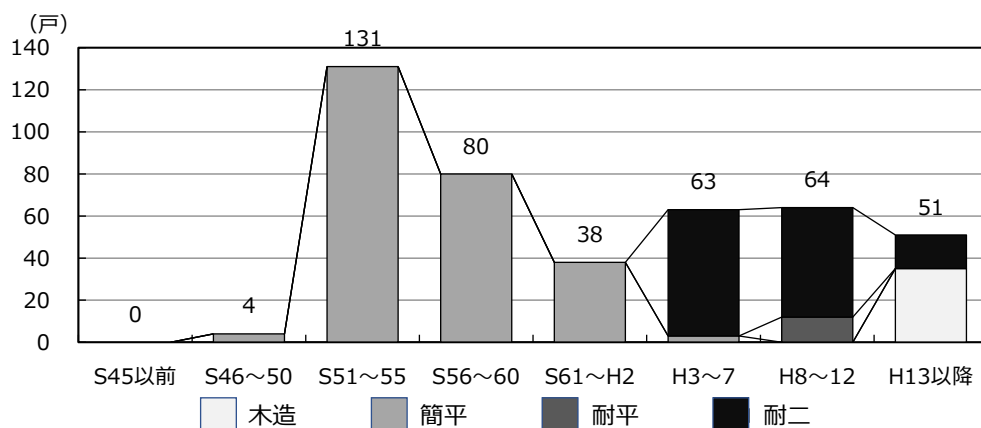


(2) 構造、建設年度

公営住宅等 431 戸の構造は、簡易耐火構造平屋建て住宅（簡平）が 256 戸（59.4%）と最も多く、次いで耐火構造住宅が 140 戸（32.5%）、木造住宅が 35 戸（8.1%）となっています。

建設年度は、簡易耐火構造平屋建て住宅が昭和 50～平成 3 年度、耐火構造住宅が平成 3～14 年度、木造住宅が平成 26～令和 3 年度となっています。

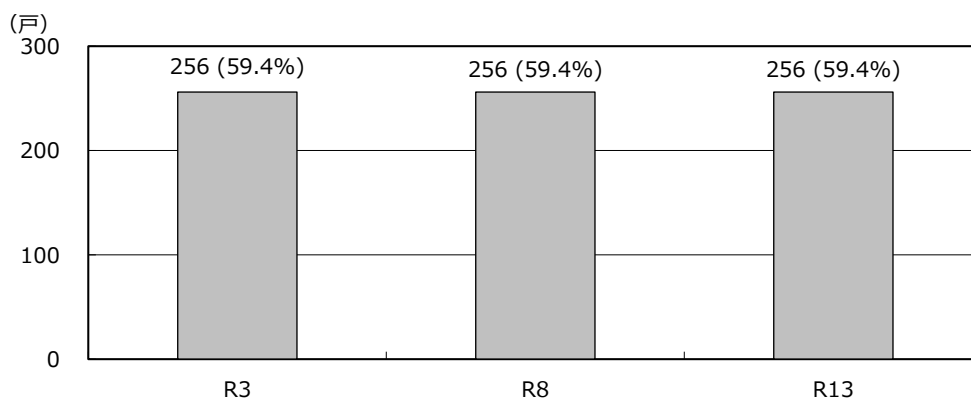
図 2-12 構造別整備戸数



(3) 耐用年数の経過状況

令和 3 年度現在、公営住宅等 431 戸のうち、既に耐用年数を経過しているのは簡易耐火構造平屋建て住宅全戸の 256 戸（59.4%）です。今後建替えや除却を行わない場合に、10 年後の令和 13 年度も同様のまま 256 戸（59.4%）となる見込みです。

図 2-13 耐用年数経過状況



耐用年数

- ・ 木造：30 年、簡易耐火構造平屋建て：30 年、耐火構造：70 年

(4) 入居世帯の特性

a. 入居率

令和3年6月10日現在、公営住宅等431戸のうち入居世帯は351世帯で入居率は81.4%です。また、政策空家を除くと管理戸数は405戸、入居率は86.7%となります。

表 2-6 団地別入居率の状況 (単位：戸、世帯)

地域	団地名	種類	a.戸数	b.政策空家戸数	c=a-b.政策空家を除く戸数	d.入居世帯数	e=d/a.入居率	f=d/c.入居率(政策空家除く)
市街地	柏木町	公営住宅	66	1	65	59	89.4%	90.8%
		特公賃	8	0	8	7	87.5%	87.5%
	双葉町	公営住宅	44	0	44	43	97.7%	97.7%
	松山町	公営住宅	28	0	28	22	78.6%	78.6%
	新通	公営住宅	4	2	2	2	50.0%	100.0%
	松並町	公営住宅	16	0	16	15	93.8%	93.8%
	鏡町	公営住宅	71	0	71	67	94.4%	94.4%
	日方	公営住宅	47	23	24	20	42.6%	83.3%
	川南	特公賃	24	0	24	21	87.5%	87.5%
		町単独住宅	12	0	12	11	91.7%	91.7%
	川南第2	公営住宅	12	0	12	10	83.3%	83.3%
寿町	公営住宅	8	0	8	8	100.0%	100.0%	
小計			340	26	314	285	83.8%	90.8%
郊外	石坂	公営住宅	27	0	27	24	88.9%	88.9%
	石坂第2	公営住宅	17	0	17	11	64.7%	64.7%
	中島	公営住宅	3	0	3	2	66.7%	66.7%
	旭	公営住宅	11	0	11	7	63.6%	63.6%
	尾田	公営住宅	11	0	11	10	90.9%	90.9%
	浜大樹	公営住宅	10	0	10	8	80.0%	80.0%
	上生花	公営住宅	12	0	12	4	33.3%	33.3%
小計			91	0	91	66	72.5%	72.5%
合計			431	26	405	351	81.4%	86.7%

資料：大樹町調べ（令和3年6月10日現在）

b. 子育て世帯、高齢世帯

入居世帯351世帯のうち、11歳以下の子どもがいる子育て世帯は41世帯で11.7%です。また、入居世帯351世帯のうち、高齢世帯（65歳以上の高齢者のいる世帯）は過半の179世帯で51.0%です。

c. 収入超過・高額所得世帯

公営住宅に居住する世帯の収入超過者[※]は58世帯（16.5%）、高額所得者[※]は14世帯（4.0%）であり、合計72世帯（20.5%）です。

※収入超過者、高額所得者：入居後3年を経過した世帯について、月額所得が158,000円を超える収入がある方は「収入超過者」に認定され、住宅を明け渡すよう努める義務が発生します。やむを得ず引き続き居住する場合、本来家賃に割増した金額が家賃となります。また、入居後5年を経過し、月額所得が313,000円を2年以上引き続き超えた場合は、「高額所得者」に認定され、期限を定めて住宅の明け渡しを請求することができます。なお、高額所得者の家賃は近傍同種家賃の2倍以下になります。

表 2-7 団地別子育て世帯・高齢世帯・収入超過、高額所得者の状況 (単位：世帯)

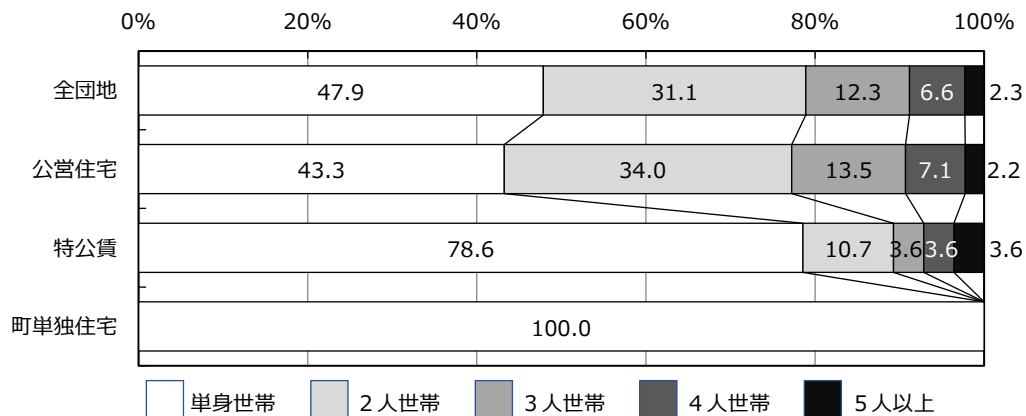
地域	団地名	種類	入居世帯	11歳以下の子どもがいる世帯	65歳以上の高齢者のいる世帯	収入超過者	高額所得者	
市街地	柏木町	公営住宅	59	13 22.0%	34 57.6%	8 13.6%	1 1.7%	
		特公賃	7	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	双葉町	公営住宅	43	7 16.3%	27 62.8%	7 16.3%	3 7.0%	
	松山町	公営住宅	22	3 13.6%	13 59.1%	7 31.8%	4 18.2%	
	新通	公営住宅	2	0 0.0%	2 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	松並町	公営住宅	15	0 0.0%	13 86.7%	0 0.0%	0 0.0%	
	鏡町	公営住宅	67	11 16.4%	35 52.2%	14 20.9%	2 3.0%	
	日方	公営住宅	20	0 0.0%	18 90.0%	1 5.0%	0 0.0%	
	川南	特公賃	21	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
		町単独住宅	11	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	川南第2	公営住宅	10	0 0.0%	7 70.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	寿町	公営住宅	8	0 0.0%	8 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	小計			285	36 12.6%	157 55.1%	37 13.0%	10 3.5%
郊外	石坂	公営住宅	24	1 4.2%	8 33.3%	7 29.2%	0 0.0%	
	石坂第2	公営住宅	11	0 0.0%	4 36.4%	3 27.3%	1 9.1%	
	中島	公営住宅	2	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	
	旭	公営住宅	7	2 28.6%	1 14.3%	5 71.4%	2 28.6%	
	尾田	公営住宅	10	2 20.0%	3 30.0%	2 20.0%	0 0.0%	
	浜大樹	公営住宅	8	0 0.0%	3 37.5%	3 37.5%	1 12.5%	
	上生花	公営住宅	4	0 0.0%	3 75.0%	1 25.0%	0 0.0%	
	小計			66	5 7.6%	22 33.3%	21 31.8%	4 6.1%
合計			351	41 11.7%	179 51.0%	58 16.5%	14 4.0%	

資料：大樹町調べ（令和3年6月10日現在）

d. 世帯人員別世帯数

世帯人員別世帯数は、単身世帯が最も多く 168 世帯（47.9%）、次いで 2 人世帯が 109 世帯（31.1%）、3 人世帯が 43 世帯（12.3%）となっています。さらに一般世帯と高齢世帯で分けると、高齢単身世帯は 102 世帯、29.1%を占めています。

図 2-14 種別世帯人員別世帯割合の比較



(5) 年度別入居状況

公営住宅等の入居状況をみると、ここ 10 ヶ年で 184 戸、年平均 18 戸に新規世帯及び住み替え世帯が入居しています。

表 2-8 公営住宅等の年度別入居状況

	公営住宅	特公賃住宅	町単独住宅	合計
平成 23 年度	8	1	1	10
平成 24 年度	12	1	1	14
平成 25 年度	12	1	0	13
平成 26 年度	12	1	1	14
平成 27 年度	21	4	0	25
平成 28 年度	13	2	0	15
平成 29 年度	21	3	0	24
平成 30 年度	24	3	2	29
令和元年度	14	5	3	22
令和 2 年度	12	5	1	18
10 年間合計	149	26	9	184
10 年間平均	15	3	1	18

課題 2 老朽化が進む公営住宅等への対応

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯数の動向や需要を踏まえて老朽化した公営住宅等については、計画的に集約・再編を進める必要があります。
- 集約・再編にあたっては、まちなか居住や市街地のコンパクト化、余剰地活用などの視点が重要となります。

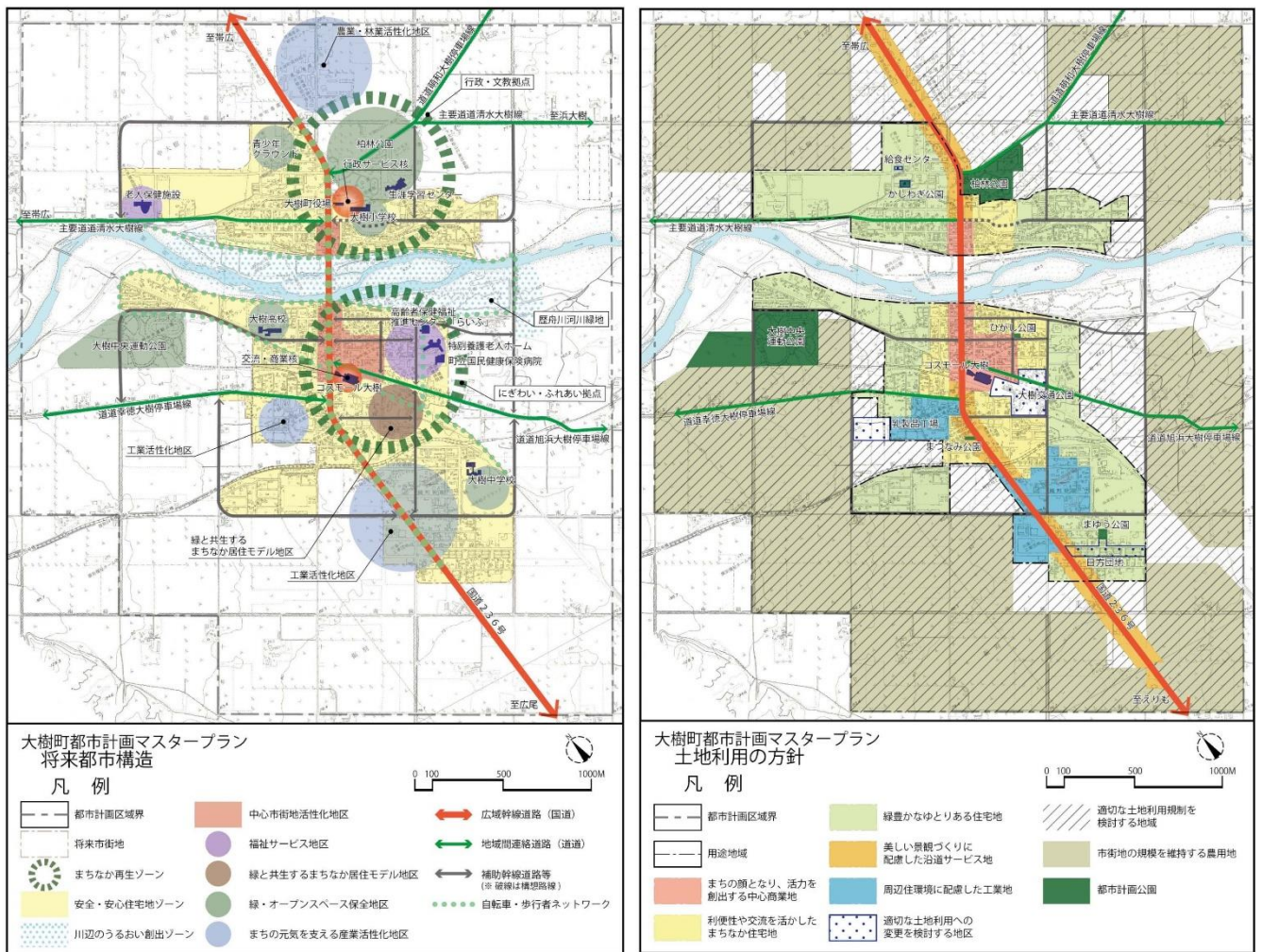
3 住環境の現状

(1) 都市計画マスタープランの位置づけ

「大樹町都市計画マスタープラン」の将来都市構造においては、大樹交通公園周辺地区を「緑と共生するまちなか居住モデル地区」として位置づけています。

また、土地利用の方針においては、住宅地を「利便性や交流を活かしたまちなか住宅地」と「緑豊かなゆとりある住宅地」に分類し、「利便性や交流を活かしたまちなか住宅地」ではまちなか居住の促進を、「緑豊かなゆとりある住宅地」ではゆとりある宅地や潤いのある緑豊かな住宅地の形成を図ることを位置づけています。

図 2-15 都市計画マスタープランにおける将来都市構造と土地利用の方針



資料：大樹町「大樹町都市計画マスタープラン」平成27年4月

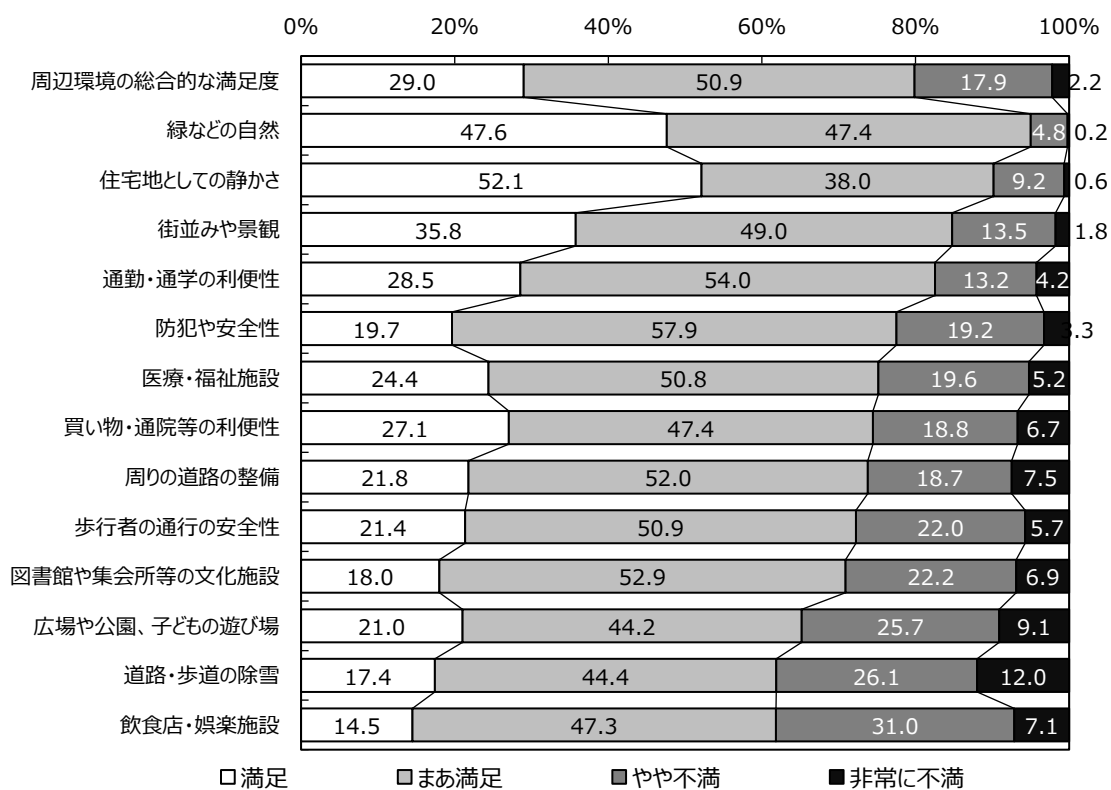
(2) 周辺環境の満足度

アンケート（概要は p.58 参考資料3 アンケート調査概要を参照）における周辺環境の具体的な内容に関する13項目の満足度を比較すると、全ての項目において満足傾向が不満傾向を上回っています。

満足傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「緑などの自然」95.0%、「住宅地としての静かさ」90.1%、「街並みや景観」84.8%となっています。

また、不満傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「飲食店・娯楽施設」38.2%、「道路・歩道の除雪」38.1%、「広場や公園、子どもの遊び場」34.8%となっています。

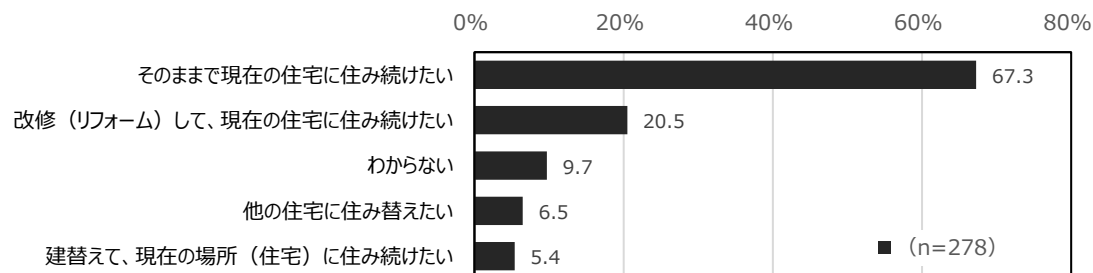
図 2-16 周辺環境の満足度（アンケート）



(3) 住宅の住み替え意向

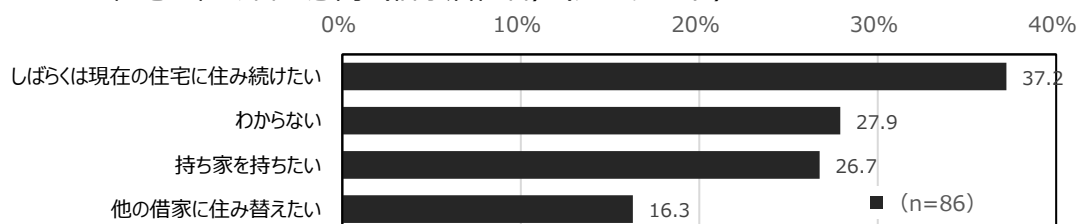
アンケートにおける持ち家世帯の将来の居留意向は、多い順に「そのまま現在の住宅に住み続けたい」67.3%、「改修（リフォーム）して、現在の住宅に住み続けたい」20.5%、「わからない」9.7%となっています。

図 2-17 住宅の住み替え意向（持ち家居住者）（アンケート）



また、借家世帯の将来の居留意向は、多い順に「しばらくは現在の住宅に住み続けたい」37.2%、「わからない」27.9%、「持ち家を持ちたい」26.7%となっています。

図 2-18 住宅の住み替え意向（借家居住者）（アンケート）



課題3 まちづくりと連携した住環境の形成

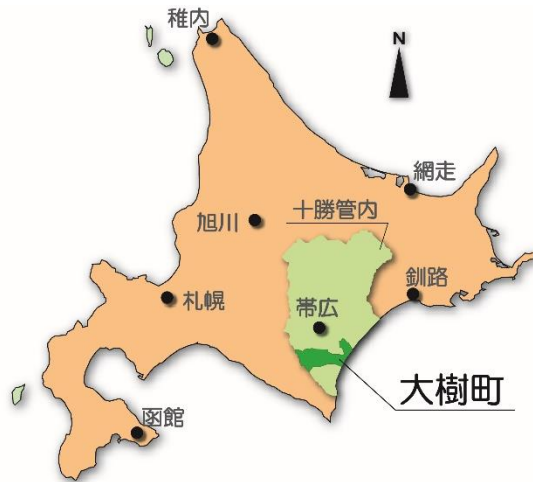
- まちなか居住などのコンパクトなまちづくりを進めるため、都市計画などのまちづくりと連携しながら持続可能な住環境づくりを進める必要があります。

4 気候条件等の地域特性

(1) 位置

本町は北海道の東部、広大な十勝平野が広がる十勝の南に位置し、東は太平洋、西は日高山脈に接し、農業を中心に漁業、林業を基幹産業として発展してきました。

図 2-19 大樹町の位置



(2) 地勢、土地利用

本町は町域の多くを山林が占めています。日本一の清流歴舟川や紋別川が町内を縦貫し、太平洋に注いでいます。土地利用をみると、総面積の 815.7 km²のうち、15.7%が畑であり、宅地は 0.4%となっています。

表 2-9 地目別面積

(単位：km²)

	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他	総面積
面積	128.0	3.2	70.6	7.0	11.6	3.9	591.3	815.7
	15.7%	0.4%	8.7%	0.9%	1.4%	0.5%	72.5%	100.0%

資料：令和 3 年北海道統計書

(3) 気候

本町の気候は、大陸型のため通年快晴が多いです。年間日照時間は2,000時間程度と非常に恵まれた環境にあります。

冬は寒冷で12月頃から急激に気温が低下し、特に1月から2月中旬までは大陸からの寒気の影響で最低気温が氷点下20度以下となることもあります。

また、年平均気温は6°C前後で、年間の降水量は1,100mm程度、年間の降雪量は350cm程度ですが、年によっては500cm近くの降雪があるなど変動が激しい状況にあります。

表 2-10 月別気象概要 (令和2年)

	降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
1月	19.5	-7.2	3.0	-19.8	3.0	191.5	66	56
2月	25.5	-6.7	10.1	-25.3	2.7	184.6	91	82
3月	69.5	-0.2	11.7	-17.2	2.9	215.8	113	142
4月	82.0	3.7	19.6	-5.9	2.6	171.4	28	20
5月	18.0	10.9	30.9	-1.7	2.5	201.7	0	0
6月	91.5	15.0	31.7	4.9	1.9	123.9	0	0
7月	59.5	16.8	27.5	9.6	1.8	89.3	0	0
8月	141.5	20.3	34.5	9.6	2.1	143.9	0	0
9月	194.5	16.3	29.8	5.4	2.2	77.5	0	0
10月	125.0	9.9	21.3	-2.2	2.5	174.6	0	0
11月	21.5	4.0	18.9	-9.8	2.7	169.7	0	0
12月	2.0	-5.2	8.6	-23.6	2.6	212.5	30	22
全年	850.0	6.5	34.5	-25.3	2.5	1,956.4	328	142

資料：気象庁ホームページ 気象統計情報

表 2-11 年次別気象概要

	年降水量 (mm)	気温			平均風速 (m/s)	年間日照時間 (時間)	降雪量 (cm)	最深積雪 (cm)
		平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)				
平成28年	1,452.0	5.7	31.5	-24.1	2.7	2,029.7	317	115
平成29年	1,035.0	5.6	34.9	-25.5	2.6	2,138.6	376	81
平成30年	1,186.5	5.9	34.0	-26.0	2.6	1,912.1	494	117
令和元年	1,017.0	6.2	33.6	-29.8	2.6	2,201.5	254	63
令和2年	850.0	6.5	34.5	-25.3	2.5	1,956.4	323	142
平均	1,108.1	6.0	33.7	-26.1	2.6	2,047.7	353	104

資料：気象庁ホームページ 気象統計情報

(4) 災害履歴

本町の災害の発生は、暴風雨（台風等）による被害が最も多いですが、海溝を震源とするマグニチュード8前後の地震による被害が発生しています。

表 2-12 近年の災害履歴

発生日	種別	被害状況
平成 23 年 3 月 11 日	三陸沖地震 大津波警報	漁業施設浸水 3 ヶ所、漁業施設損傷 1 ヶ所、漁船漂流 1 隻・転覆 3 隻
平成 25 年 2 月 4 日	十勝地方中部 M6.5 震度 5 弱	負傷者 1 名
平成 27 年 9 月 11 日	高潮（台風 17 号）	漁業被害（漁具）5 件
平成 27 年 10 月 2 日	強風 最大瞬間風速 28.9m/s	住宅損傷 1 ヶ所、非住家損傷 1 ヶ所、公共建物損傷 1 ヶ所、農業施設損傷 6 ヶ所、林業被害 8.85ha、電線・電話線切断数か所、漁業被害（漁具）4 件
平成 27 年 10 月 8 日	強風（台風 23 号）	共同利用施設 2 件
平成 27 年 11 月 27 日	大雪（着雪）	電線切断約 50 ヶ所、延停電戸数 1212 戸
平成 28 年 8 月 17 日	強風（台風 7 号） 最大瞬間風速 25.5m/s	営農施設被害 19 件、農作物被害 570ha、生乳廃棄 4 件 8.5t、公共施設被害 4 施設、林業被害 519.7ha、延停電戸数 1,400 戸
平成 28 年 8 月 30 日 ～31 日	大雨（台風 10 号）山間部で 300mm 超の大雨	ヌビナイ橋橋台背面洗掘による水道送水管損壊及び河川高濁度のため取水不能により町内全戸断水、道路 15 路線 26 ヶ所（道路閉塞、側溝埋塞、路肩決壊、道路決壊、法面崩壊等）、河川（普通河川紋別川 5 ヶ所護岸決壊等）、農業用排水路 8 箇所（排水路埋塞）、農業被害 8 圃場 15.13ha（草地への土砂流入）、漁業被害（流木堆積）、林業被害 2 ヶ所（治山施設排水路埋塞）、公共施設被害 3 ヶ所
平成 29 年 9 月 18 日	大雨（台風 18 号、記録的短時間大雨情報）、降水量 220mm、85mm/h（過去最大）	道路損壊 14 ヶ所、農作物被害 967ha、漁業被害（流木流出、定置網被害）、上水道一部地区で断水、避難所 3 箇所開設
平成 30 年 3 月 2 日	大雪（47cm）	農業用施設被害 13 件、家畜（牛）被害 16 頭死亡又は廃用
平成 30 年 3 月 9 日	大雨（72.5mm） 3 月の雨としては、観測史上 3 位の雨量	道路冠水等により、道道 3 路線が一時通行止め、その他町道も各所で冠水、融雪が進み各河川で水量が増加し、生花苗川では氾濫危険水位超過のため、2 世帯 1 事業所に避難勧告発令
平成 30 年 9 月 6 日	胆振東部地震 M6.7 最大震度 7 （大樹町震度 4）	北海道胆振地方中東部を震央とする地震で、北海道内では、初めて震度 7 が観測された。また、苫東火力発電所が停止したことにより、ブラックアウトが発生。町内の給油所が稼働不能となった。町内 6 施設を避難所として開設。
令和元年 10 月 13 日	台風 19 号	東和地区で畑からの水が道路に流出し、道路の一部が崩れる。他被害なし。

資料：大樹町防災会議「大樹町地域防災計画」令和 2 年 2 月

課題 4 気候条件、景観など大樹町の環境との調和

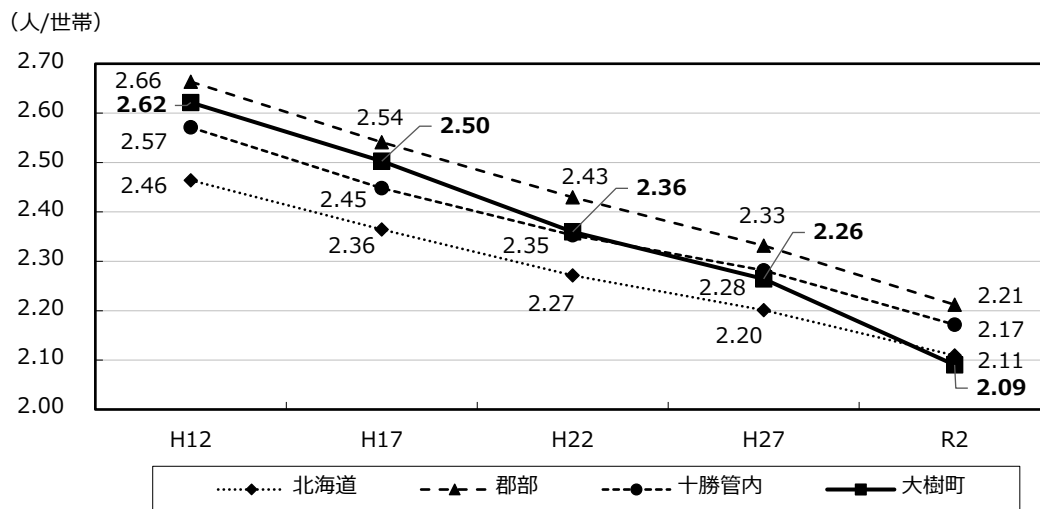
- 本町の気候条件への対応とともに、景観との調和など町の環境特性に対応する住環境整備が必要です。

5 世帯・住宅ニーズの現状

(1) 平均世帯人員

本町の平均世帯人員は令和2年国勢調査で2.09人／世帯であり、全道、十勝管内、郡部より小さくなっています。20年間（平成12～令和2年）の推移をみると、全道、郡部、十勝管内とともに世帯規模の縮小化が見られますが、本町は特に規模の縮小化が顕著です。

図 2-20 平均世帯人員の推移の比較



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

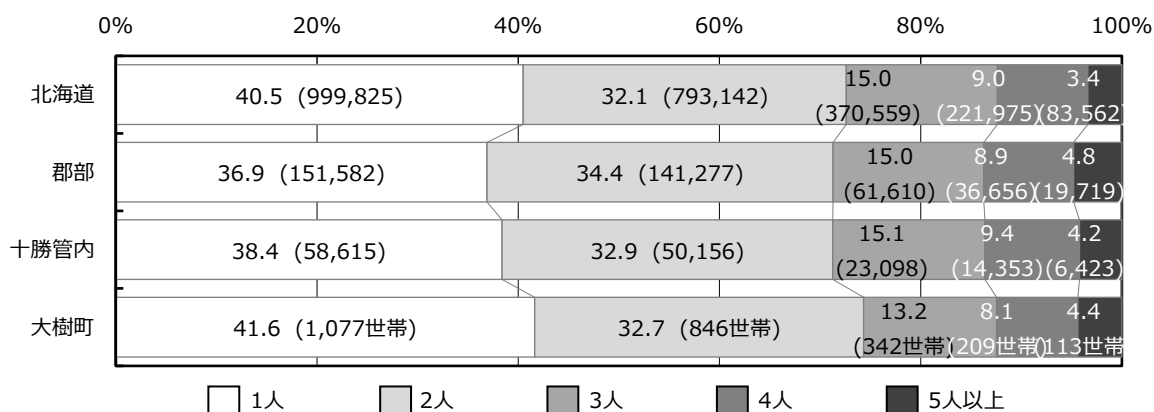
※郡部：市を除く町村部

(2) 世帯人員別世帯数

本町の世帯人員別世帯構成比をみると、令和2年国勢調査では、「1人世帯」が41.6%で最も高く、以下、「2人世帯」が32.7%、「3人世帯」が13.2%、「4人世帯」が8.1%となっています。1～2人の小規模世帯は約7割を占め、全道、郡部、十勝管内と同程度となっています。

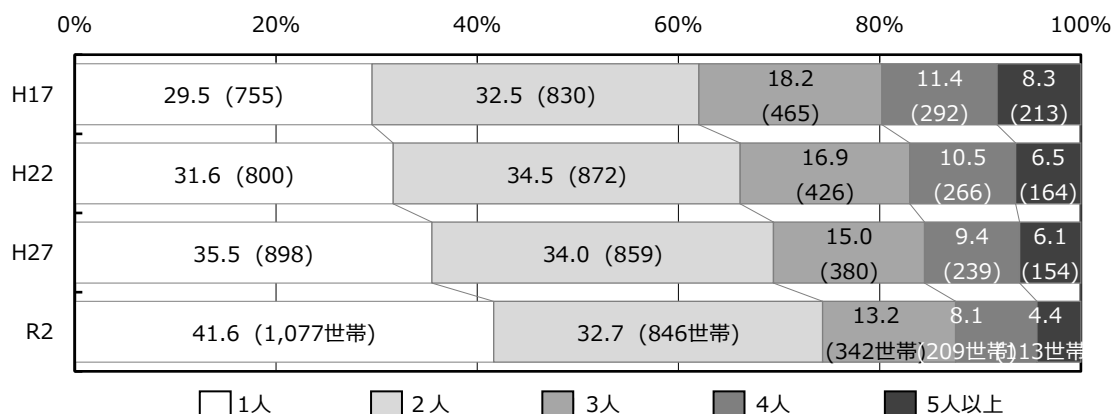
15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、1人世帯、2人世帯は実数、構成比ともに増加、3人以上の世帯は実数、構成比ともに減少となっています。

図 2-21 世帯人員別世帯構成比の比較



資料：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-22 世帯人員別世帯構成比の推移



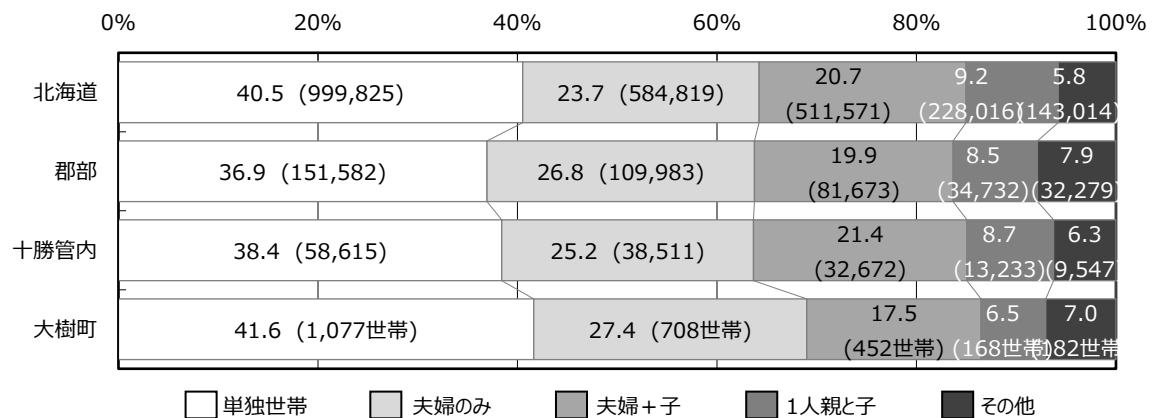
資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(3) 家族類型別世帯数

本町の家族類型別世帯構成比をみると、令和2年国勢調査では、「単独世帯」が41.6%で最も高く、以下、「夫婦のみ」が27.4%、「夫婦+子」が17.5%となっています。全道、郡部、十勝管内と比べると夫婦のみ世帯の割合が最も高くなっています。

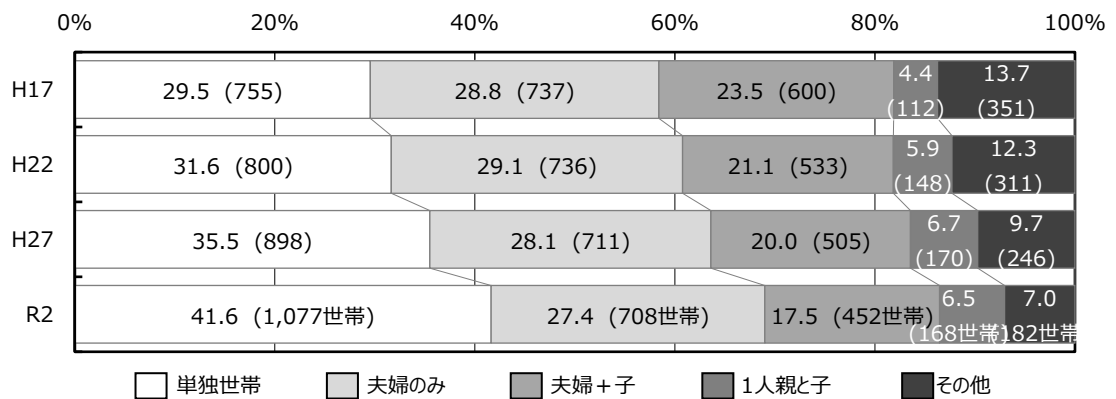
15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、単独世帯の割合が増加し、夫婦+子世帯は減少となっています。

図 2-23 家族類型別世帯構成比の比較



資料：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

表 2-13 家族類型別世帯構成比の推移

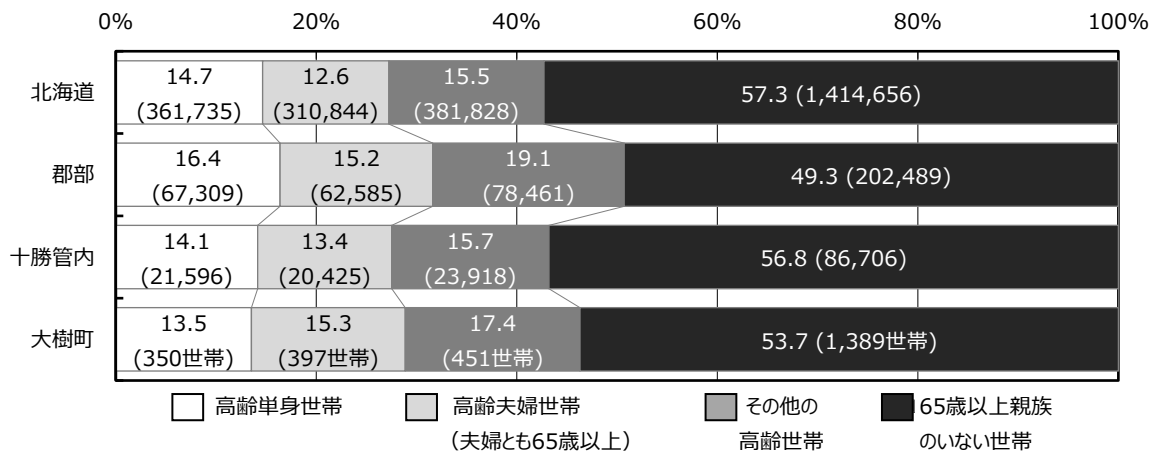


資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(4) 高齢者世帯の状況

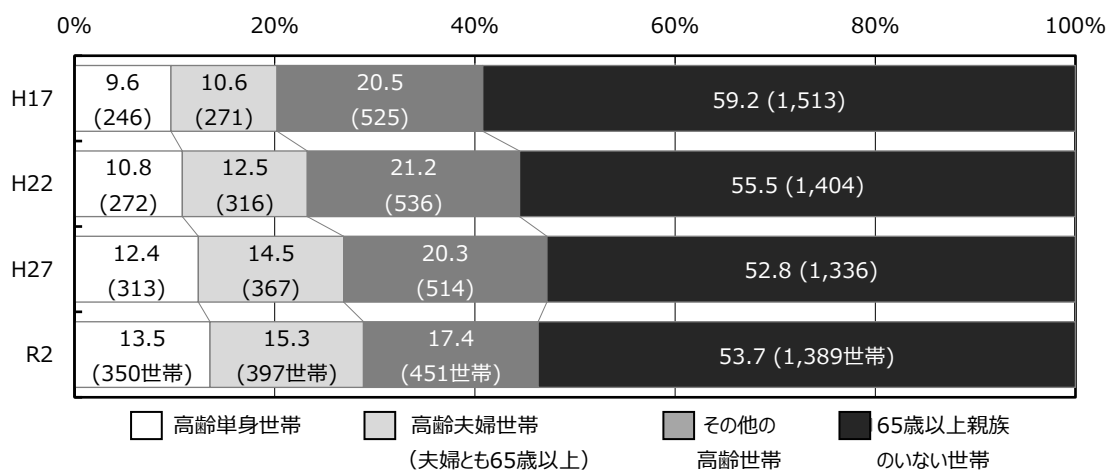
本町の一般世帯（2,587世帯）のうち、65歳以上の高齢者親族のいる世帯は1,198世帯で46.3%を占めています。15年間（平成17～令和2年）の推移をみると、65歳以上の高齢者親族のいる世帯数の割合は増加しています。

図 2-24 65歳以上の高齢者のいる世帯割合の比較



資料：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-25 65歳以上の高齢者のいる世帯割合の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

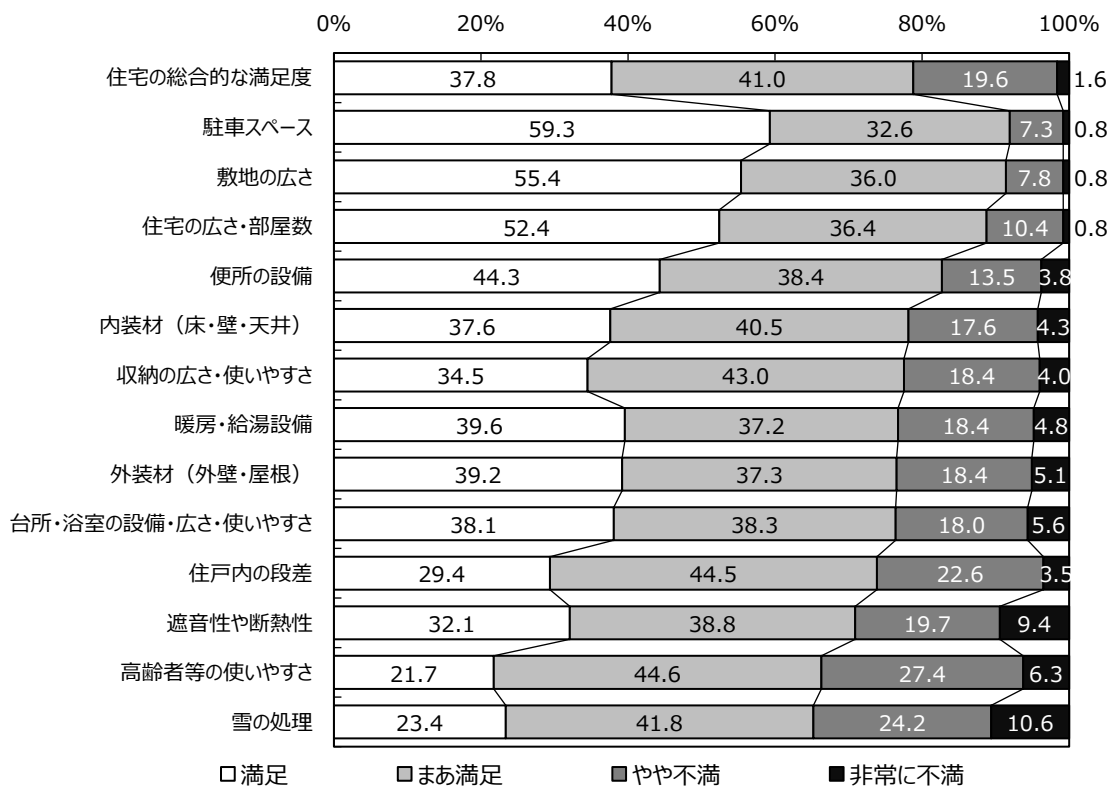
(5) 住宅の満足度

アンケートにおける一般住宅の具体的な内容に関する 13 項目の満足度を比較すると、全ての項目において満足傾向が不満傾向を上回っています。

満足傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「駐車スペース」91.9%、「敷地の広さ」91.4%、「住宅の広さ・部屋数」88.8%となっています。

また、不満傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「雪の処理」34.8%、「高齢者等の使いやすさ」33.7%、「遮音性や断熱性」29.1%となっています。

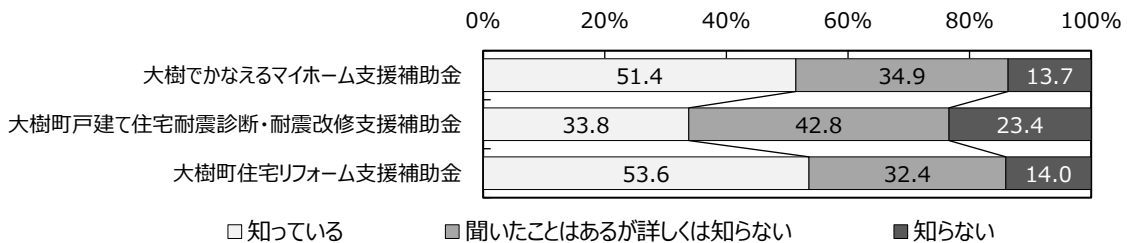
図 2-26 住宅の満足度（アンケート）



(6) 大樹町で実施している支援補助金

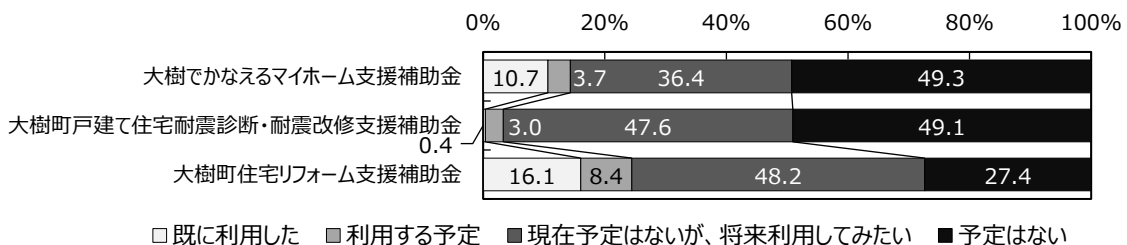
アンケートにおける大樹町で実施している支援補助金についての町民の認知度は、「大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金」については33.8%が「知っている」と約1/3にとどまっているものの、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」及び「大樹町住宅リフォーム支援補助金」は過半の方が「知っている」と回答しています。

図 2-27 大樹町で実施している支援補助金の認知度（アンケート）



また、補助金の利用について、既に利用した人は、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」で10.7%、「大樹町住宅リフォーム支援補助金」で16.1%ですが、「利用する予定」及び「現在予定はないが、将来利用してみたい」を加えると、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」及び「大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金」は過半を占め、「大樹町住宅リフォーム支援補助金」では約3/4を占めます。

図 2-28 補助金の利用状況（アンケート）



課題5 多様な住宅ニーズに対する住宅供給

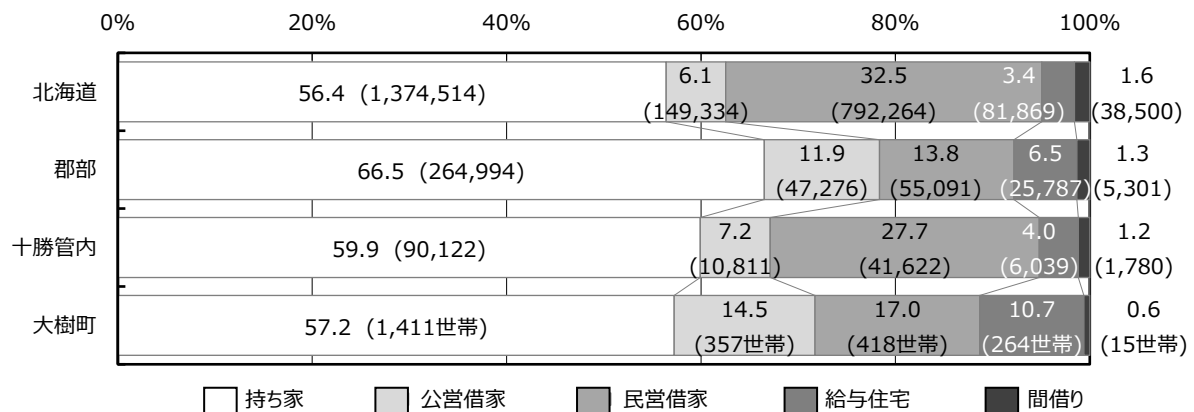
- 世帯の小規模化や世帯構成の変化に伴い、住宅ニーズも多様化していることから、住宅の住み替えが容易にできる環境整備が求められています。
- 持ち家の取得を希望する世帯に対しては、定住化促進のための支援を進める必要があります。

6 住宅ストックと空き家等の現状

(1) 住宅所有関係別世帯数

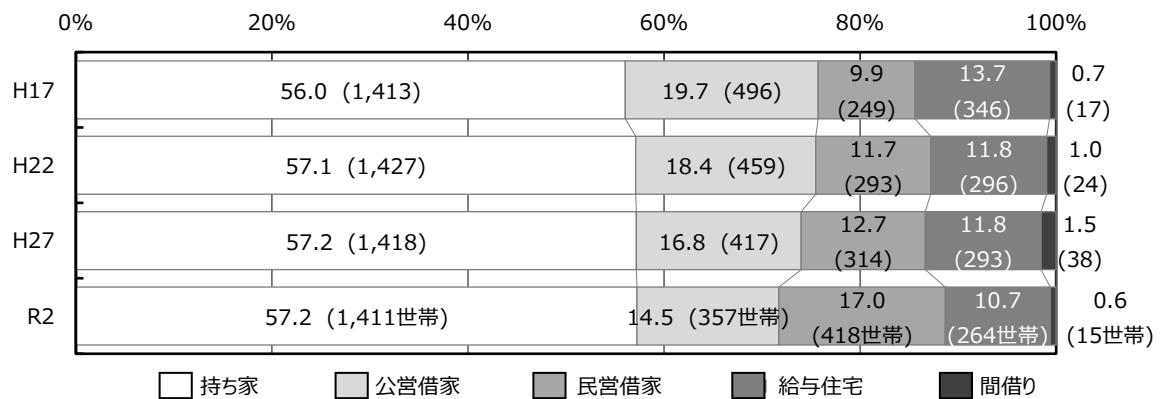
本町の住宅所有関係別世帯数構成比をみると、令和2年国勢調査では、持ち家が57.2%、公営借家が14.5%、民営借家が17.0%、給与住宅が10.7%となっています。持ち家率は全道と比較すると高く、郡部、十勝管内より低くなっています。公営借家率、給与住宅率が高く、民営借家率は低くなっています。

図 2-29 住宅所有関係別世帯構成比の比較



資料：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）

図 2-30 住宅所有関係別世帯構成比の推移



資料：「各年国勢調査結果」（総務省統計局）

(2) 高齢者住宅種類と空き家予備軍

今後、空き家になる可能性が大きい持家の高齢単身世帯は、平成27年の203世帯から令和2年の234世帯と15%増加しています。

近い将来、空き家になる可能性が大きい持家の夫婦のみ世帯は、平成27年の323世帯から令和2年の345世帯と7%増加しています。

図 2-31 高齢単身世帯の住宅種類

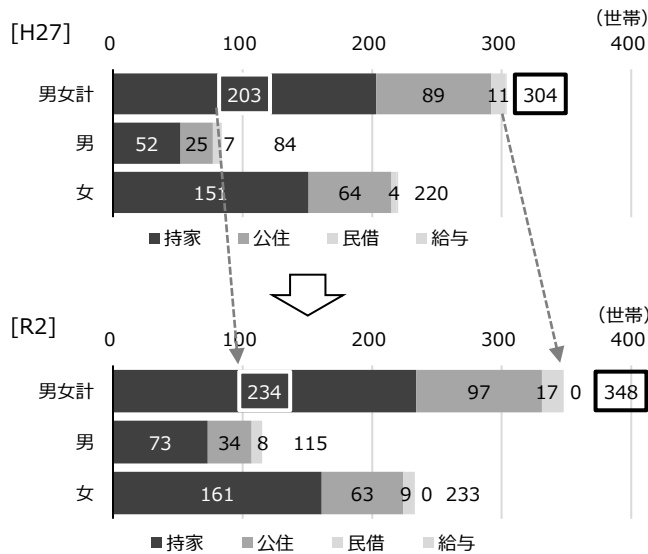
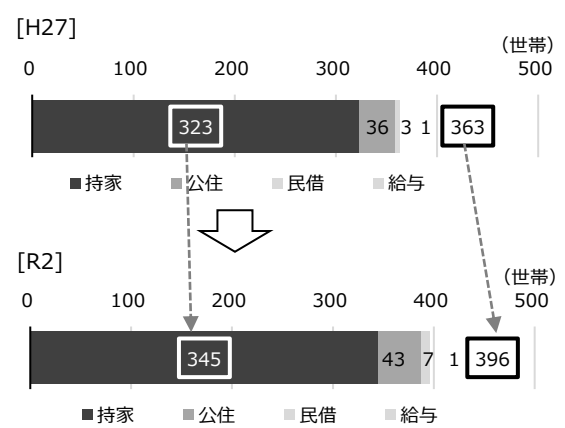


図 2-32 高齢夫婦のみ世帯の住宅種類

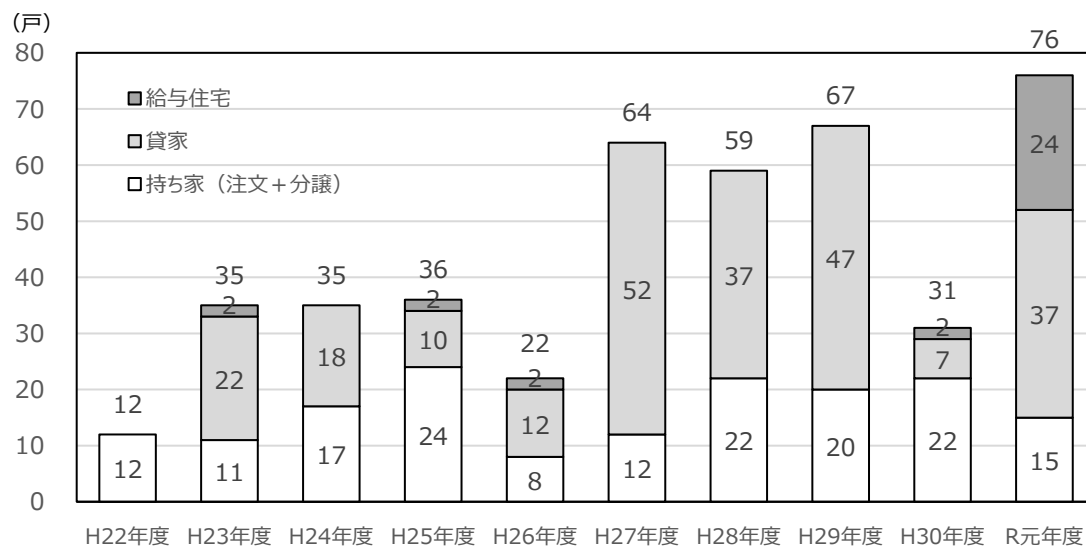


資料：各年国勢調査結果（総務省統計局）

(3) 新築住宅の供給状況

新築住宅の建設戸数は、直近の10年（平成22～令和元年度）で年平均44戸です。内訳をみると、持ち家が16戸、貸家が24戸、給与住宅が3戸となっています。

図 2-33 年度別新設住宅の建設状況の推移



資料：各年建築統計年報

表 2-14 年度別新築住宅の建設状況 (単位: 戸)

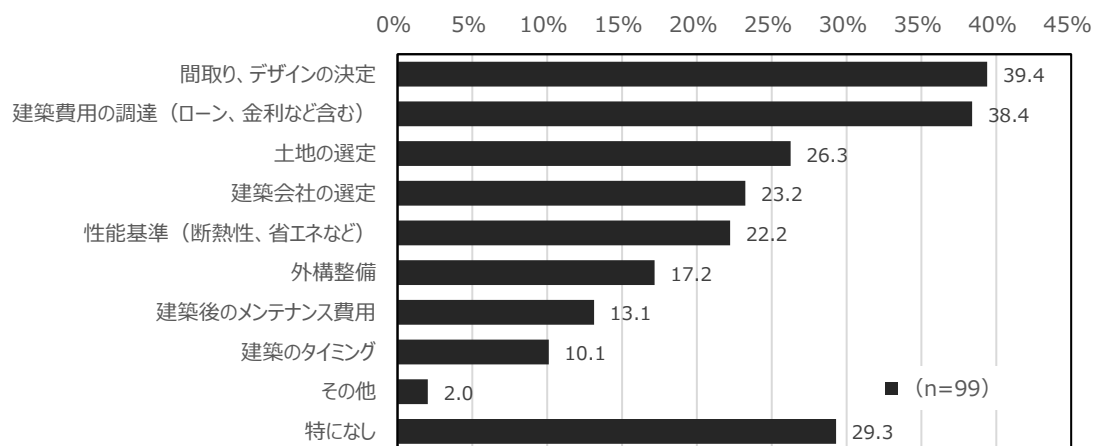
	合計	持ち家		貸家	給与住宅
		注文	分譲		
H22年度	12	12	0	0	0
H23年度	35	11	11	22	2
H24年度	35	17	15	18	0
H25年度	36	24	23	10	2
H26年度	22	8	8	12	2
H27年度	64	12	10	52	0
H28年度	59	22	22	37	0
H29年度	67	20	20	47	0
H30年度	31	22	22	7	2
R元年度	76	15	15	37	24
平均	44	16	16	24	3

資料：各年建築統計年報

(4) 新築住宅建設の検討の際、苦労した点

アンケート（持ち家の戸建て住宅対象）における新築住宅建設の検討の際、苦労した点は、多い順に、「間取り、デザインの決定」39.4%、「建築費用の調達（ローン、金利など含む）」で38.4%、「土地の選定」26.3%、「建築会社の選定」23.2%、「性能基準（断熱性・省エネなど）」22.2%などとなっています。

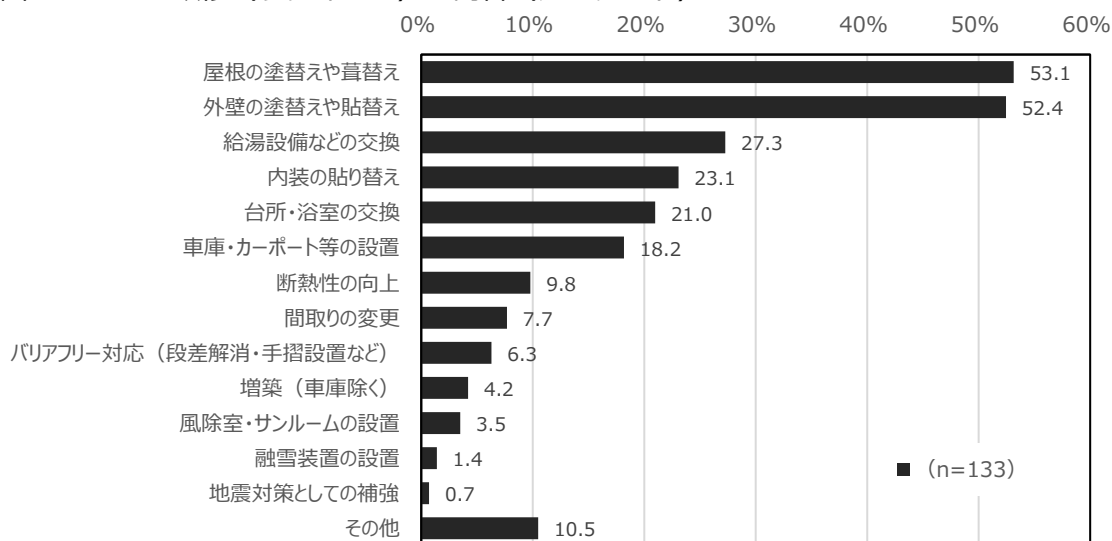
図 2-34 新築住宅建設の検討の際、苦労した点（アンケート）



(5) 改修（リフォーム）の内容

アンケート（持ち家の戸建て住宅対象）における改修（リフォーム）の内容は、「屋根の塗替えや葺替え」53.1%、「外壁の塗替えや貼替え」52.4%とこの2つがとりわけ多く、次いで「給湯設備などの交換」27.3%、「内装の貼り換え」23.1%、「台所・浴室の交換」21.0%などとなっています。

図 2-35 b 改修（リフォーム）の内容（アンケート）

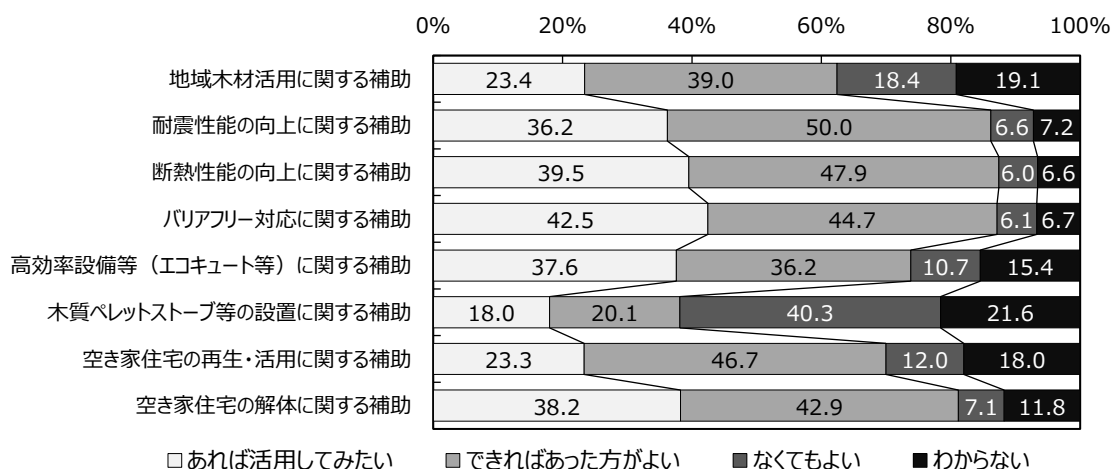


(6) 新築及び改修（リフォーム）への補助（助成）について

アンケート（持ち家の戸建て住宅対象）における新築及び改修（リフォーム）への補助（助成）について、「あれば活用してみたい」の割合が高いのは、「バリアフリー対応に関する補助」42.5%、「断熱性能の向上に関する補助」39.5%、「空き家住宅の解体に関する補助」38.2%などとなっています。

一方、「なくてもよい」の割合が高いのは「木質ペレットストーブ等の設置に関する補助」40.3%、「地域木材活用に関する補助」18.4%となっています。

図 2-36 新築及び改修（リフォーム）への補助（助成）について（アンケート）



課題 6 空き家対策と住宅の良質化

- 空き家予備軍の増加などにより、今後、更に空き家の増加が懸念されることから、管理不全な状態とならないように、住む人がいなくなった段階で、市場に流通させるなどの適切な対応が必要です。
- 既存住宅について、安全・安心に暮らし続けることができるようにバリアフリー化を含めた住宅の良質化に向けた取り組みが必要です。
- 新設住宅数は、近年、一定の新築戸数で推移していることから、それらを支え地域経済の活性化に資するような受け皿の環境整備が必要です。

7 課題の整理

(1) 課題1 世帯増への対応と少子高齢化への対応

- 世帯数は横ばいから増加傾向で推移しており、ライフステージに応じた住宅等(若年単身世帯向けの民間賃貸住宅やファミリー世帯の戸建住宅用宅地、高齢者用の集合住宅など)の問題により、定住人口の維持・増加の妨げになることを防ぐ必要があります。
- 町外からの移住や町民の定住意向の増加につながる移住・定住対策への取り組みが求められています。
- 世帯数が横ばいから増加傾向である一方、少子高齢化の進行、高齢者の転出超過傾向がみられ、子育て世帯や高齢者などだれもが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。

(2) 課題2 老朽化が進む公営住宅等への対応

- 「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、人口・世帯数の動向や需要を踏まえて老朽化した公営住宅等については、計画的に集約・再編を進める必要があります。
- 集約・再編にあたっては、まちなか居住や市街地のコンパクト化、余剰地活用などの視点が重要となります。

(3) 課題3 まちづくりと連携した住環境の形成

- まちなか居住などのコンパクトなまちづくりを進めるため、都市計画などのまちづくりと連携しながら持続可能な住環境づくりを進める必要があります。

(4) 課題4 気候条件、景観など大樹町の環境との調和

- 本町の気候条件への対応とともに、景観との調和など町の環境特性に対応する住環境整備が必要です。

(5) 課題5 多様な住宅ニーズに対する住宅供給

- 世帯の小規模化や世帯構成の変化に伴い、住宅ニーズも多様化していることから、住宅の住み替えが容易にできる環境整備が求められています。
- 持ち家の取得を希望する世帯に対しては、定住化促進のための支援を進める必要があります。

(6) 課題6 空き家対策と住宅の良質化

- 空き家予備軍の増加などにより、今後、更に空き家の増加が懸念されることから、管理不全な状態とならないように、住む人がいなくなった段階で、市場に流通させるなどの適切な対応が必要です。
- 既存住宅について、安全・安心に暮らし続けることができるようにバリアフリー化を含めた住宅の良質化に向けた取り組みが必要です。
- 新設住宅数は、近年、一定の新築戸数で推移していることから、それらを支え地域経済の活性化に資するような受け皿の環境整備が必要です。

3章 住宅施策の目標

1 住宅の位置づけ及び住宅施策の意義

住宅は、町民の生活の基盤であり、家庭や人を育むかけがえのない生活空間であるとともに、社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点です。また、都市や街並みを構成する重要な要素であり、社会的性格を有するものです。

このように住宅は、個人の私的生活の場であるだけでなく、健全で活力のあふれる社会をつくる礎です。したがって、住宅に関する施策は、社会の持続的発展及び安定を図る上で重要な意義を有するものであり、総合的かつ計画的に推進されなければなりません。

その際、豊かな住生活は、市場において、一人一人が自ら努力することを通じて実現されることを基本とすべきです。このため、大樹町の役割は、市場が円滑かつ適切に機能するための環境を整備するとともに、市場に委ねては適切な資源配分が確保できない場合にその誘導・補完を行うことにあります。

2 基本理念

住宅事情の特性と課題、関連計画の位置づけ等を踏まえ、大樹町住生活基本計画の基本理念を、『「やすらぎを生みだす」 人と自然にやさしい住まいづくり』と設定します。

基本理念

「やすらぎを生みだす」 人と自然にやさしい住まいづくり

～方針 誰もが住みよいうるおいのある住環境づくり～

3 基本目標

基本理念のもと、住宅政策の目標を以下の3つに定めます。

(居住者の視点)

目標1 安心して暮らすことのできる住まいづくり

人口減少、少子高齢化の進む社会において、安心して暮らすことのできるよう、町民のさまざまなライフステージに対応した住環境の形成を目指します。住宅セーフティネットの機能を担う公営住宅等は、適正な更新、維持管理を図ります。

(地域・まちづくりの視点)

目標2 持続可能な住環境の維持・向上

持続性の高い地域に密着した住まいづくりなどによる地域の住宅関連産業の振興や災害に強いコンパクトな住宅市街地の実現を目指します。

(ストックの視点)

目標3 良質な住宅ストックの形成

民間住宅について、適切な指導・誘導を行うことで良質な住宅ストック形成を目指します。また、空き家について、適正管理を図ります。

4 持続的な開発目標 (SDGs) に向けた取り組み

(1) SDGs の概要

平成 27 年 9 月に国連サミットにおいて、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を不可分なものとして調和させ、だれ一人取り残すことなく統合的な取り組み「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

2030 アジェンダは、先進国を含むすべての国に適用される国際目標で、その中核となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」は、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。日本においても平成 28 年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を決定し、令和元年 12 月に一部が改定され、一層本格的な行動を加速・拡大し、国内外において SDGs の実現に取り組んでいくとしています。

この実施指針には、全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠であり、地方自治体の各種計画等の策定や改訂にあたっては SDGs の要素を最大限反映することが記載されています。




このため住生活基本計画においても、関連する SDGs を明確にし、目標の達成に貢献していきます。






(2) 各目標と SDGs の関係

本計画に関連する SDGs ターゲットは以下と考えます。




a. 目標 1 安心して暮らすことのできる住まいづくり

目標	SDGs ターゲット
 【目標 1】 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030 年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
 【目標 10】 各国内及び各国間の不平等を是正する	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。 10.7 計画に基づき良く管理された移住政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
 【目標 11】 住み続けられるまちづくりを	11.1 2030 年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

b. 目標2 持続可能な住環境の維持・向上

目標	SDGs ターゲット
 【目標7】 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.a 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
 【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 【目標11】 住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

c. 目標3 良質な住宅ストックの形成

目標	SDGs ターゲット
 【目標9】 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
 【目標11】 住み続けられるまちづくりを	11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 【目標12】 持続可能な消費と生産のパターンを確保する	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物資やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

4章 住宅施策の展開方向

住宅施策の目標を実現するため、具体的な施策展開を図っていく必要があります。住宅施策の3つの目標に対して、以下を住宅施策の推進方針として定め、具体的な施策の展開を示します（太字は重要施策）。

（居住者の視点）目標1 安心して暮らすことのできる住まいづくり

推進方針	主な取り組み		施策対象	
			公営住宅	民間住宅
1 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備	①	公営住宅の適正な管理戸数の確保	○	
	②	公営住宅老朽ストックの計画的な更新	○	
	③	既存公営住宅等ストックの長寿命化	○	
	④	新たな住宅セーフティネット制度の活用検討		○
2 地域で暮らし続けられる住生活の実現	①	民間賃貸住宅の入居動向の把握と整備の支援		○
	②	高齢者向け住宅の確保と住み替え支援	○	○
	③	子どもを産み育てやすい住まいの実現	○	○
	④	需要に応じた宅地分譲		○
3 移住・定住の促進	①	お試し暮らし住宅の利用促進	○	
	②	住民票窓口における転出入者に対するアンケート調査の実施		○
	③	移住希望者への情報提供	○	○

（地域・まちづくりの視点）目標2 持続可能な住環境の維持・向上

推進方針	主な取り組み		施策対象	
			公営住宅	民間住宅
4 大樹の気候風土に応じた住環境づくり	①	研究機関と連携した風土に根ざした住宅づくりの調査・研究	○	○
	②	住まいづくりにおける環境負荷低減の促進		○
	③	大樹型住宅の建設促進（大樹でかなえるマイホーム支援事業）		○
5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現	①	まちなか居住の促進とコンパクトな住宅市街地の形成	○	○
	②	住宅の耐震化の促進	○	○
	③	防災・減災対策の促進		○

（ストックの視点）目標3 良質な住宅ストックの形成

推進方針	主な取り組み		施策対象	
			公営住宅	民間住宅
6 住宅の性能向上の推進	①	既存住宅のリフォーム支援（大樹町住宅リフォーム支援事業）		○
	②	相談窓口、相談体制の充実		○
	③	北方型住宅2020[※]等の啓発普及 ※道が推奨する高性能認定住宅の名称		○
	④	地域材の活用	○	○
	⑤	BIS [※] 、BIS-Eの資格取得支援制度 ※温熱環境の設計・施工資格		○
7 空き家等の適正管理の推進	①	大樹町空き家情報登録制度の活用促進		○
	②	空家等対策計画の策定による空き家予備軍の対策や空き家の発生抑制、適切な管理の推進の検討		○

1 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備

- ① 本町は、令和3年度現在、17団地、102棟、431戸の公営住宅等（公営住宅、特定公共賃貸住宅、町単独住宅）を管理しています。公営住宅等に居住する世帯数割合は14.5%で道内の郡部平均の11.9%より高い傾向です。公営住宅等長寿命化計画においては、令和13年度の管理戸数を概ね340戸と設定しており、この管理戸数を目指し、計画的な建替、改善、用途廃止、維持管理とともに団地の再編・集約化を実施していくこととします。
- ② 本町の既存公営住宅等ストックは6割弱が耐用年数を経過する老朽ストックとなっており、今後、計画的に建替、用途廃止を進め老朽ストックの解消を進めます。建替事業では、公営住宅等全体の質の向上を図るため、バリアフリー化はもちろん、ユニバーサルデザイン化、環境共生等に取り組んでいきます。また、解体した際の遊休地の土地利用（売却含む）の可能性を検討しながら取り組みます。
- ③ 「ストック重視」の基本的視点のもと、公営住宅等の既存住宅については長期的な活用が重視されます。また、解体時の廃棄物処理や資源のリサイクルなどの環境問題の視点からも、長期的な活用が望ましく、既存住宅について、建替えとのライフサイクルコストに配慮しつつ、計画的な個別改善、修繕実施や適切な維持管理を行い、長期的な活用に取り組んでいきます。また、入居率が低く公募しても応募のない公営住宅については、将来的には他用途への転用を今後の課題とします。
- ④ 空き家のオーナーが空き家情報登録時に併せて新たな住宅セーフティネット制度の紹介や国が運用するセーフティネット住宅情報提供システムへの登録を斡旋するなどを行うことによって、住宅確保要配慮者の居住環境確保を図ります。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
1 住宅確保要配慮者が安心して暮らせる居住環境の整備	① 公営住宅の適正な管理戸数の確保	○	
	② 公営住宅老朽ストックの計画的な更新	○	
	③ 既存公営住宅等ストックの長寿命化	○	
	④ 新たな住宅セーフティネット制度の活用検討		○

(参考) 新たな住宅セーフティネット制度

・新たな住宅セーフティネット制度は、以下の3つのパートから構成されています。

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

・賃貸人は、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を都道府県に登録

【住宅確保要配慮者の対象範囲】

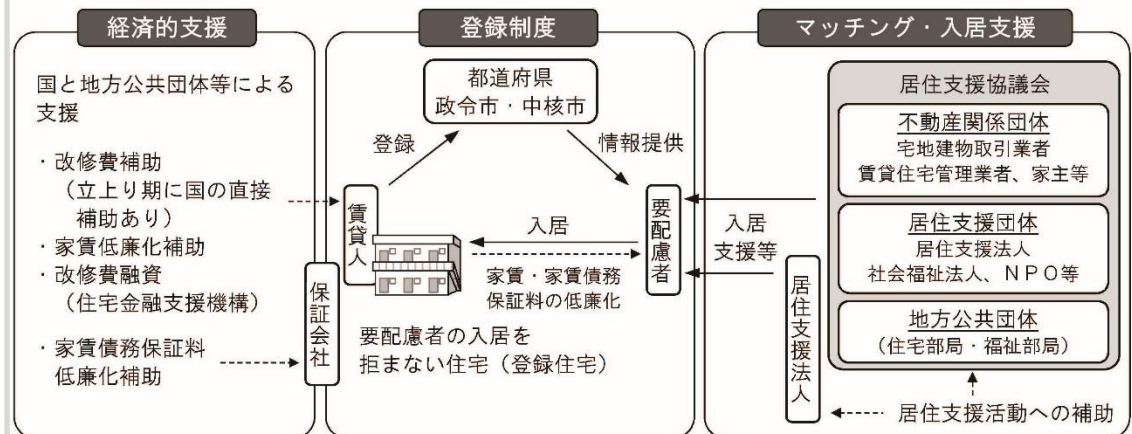
低額所得者(月収15.8万円(収入分位25%)以下)、被災者(発災後3年以内)、高齢者、障がい者、子ども(高校生相当まで)を養育している者、外国人 など

【住宅の登録基準】

- ・各戸の床面積25㎡以上(共用部分に共同で利用する台所等を備えている場合は18㎡以上)
- ・耐震性を有すること
- ・一定の設備(便所、台所、洗面、浴室等)を設置していること
- ・家賃が近傍同種の住宅と失しないこと など

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援



参考：住宅セーフティネット制度活用Q&A集 大家さん向け住宅確保要配慮者受け入れハンドブック 解説版 (住宅セーフティネット制度活用ハンドブック研究会・国土交通省住宅局平成29年10月)

2 地域で暮らし続けられる住生活の実現

安心して子どもを産み育てることができ、高齢者・障がい者が安心して暮らし続けることができる住環境づくりを進めます。

- ① 本町においては、近年、世帯の増加傾向に相俟って、民間賃貸住宅の新規建設が堅調です。一方で、未だに他町からの通勤者も多く、民賃居住、移住のニーズが伺えます。引き続き、定住の促進の受け皿となる民間賃貸住宅市場を支えるため、既存の民間賃貸住宅の家賃や入居状況を把握し、一定の居住性能の確保や、家賃上限額を設定した民間賃貸住宅に対して建設費補助を行うなどの支援方策を検討します。
- ② 本町の転入・転出の状況を見ると、20歳代～30歳代前半では転入超過にあるものの、65歳以上では転出超過の状況にあります。高齢世帯等の居住の受け皿となる高齢者用の集合住宅の供給を図るため、老朽化し需要の低い公営住宅等について、高齢者向け住宅、高齢者向け施設等への転用を検討します。また、戸建住宅に身体状況から住めなくなっても、町外に転出せず町内で最後まで住み続けられるために、上記の町内の高齢者住宅への住み替えの支援と、現住宅の中古住宅市場への流通を促進する方策を検討します。
- ③ 近年、北海道をはじめ旭川市などでは、入居者を子育て世帯に限定し、子育てに適した間取りを持つ住宅や子育て支援の共用空間の整備を行うなど、子育て世帯に配慮した公営住宅等の整備を推進しています。本町においても、例えば、子育て世帯が自分の親からサポートを得やすいよう近居できる方策を検討するなど、公営住宅等での子育て支援の仕組みづくりについて検討します。また、戸建て住宅建設時の子育て世帯への支援を引き続き行っていけるよう検討します。
- ④ 既存分譲宅地の販売を促進するために、戸建て住宅需要のモニタリングや財政状況に応じ新たな宅地の供給について検討します。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
2 地域で暮らし続けられる住生活の実現	① 民間賃貸住宅の入居者動向の把握と整備の支援		○
	② 高齢者向け住宅の確保と住み替え支援	○	○
	③ 子どもを産み育てやすい住まいの実現	○	○
	④ 需要に応じた宅地分譲		○

3 移住・定住の促進

- ① 移住相談ワンストップ窓口やお試し暮らし住宅の利用促進を図るとともに、需要等に応じて新規おためし暮らし住宅の整備について検討します。
- ② 各種計画や住宅施策検討の際には、住居のニーズ調査のため必要に応じて、住民票窓口でのアンケート調査の実施を検討します（調査内容としては、対象を転出入者とし、転入者には転入理由、他の転入先候補、住宅探しでの問題、希望の住宅(現在、近い将来)などを、転出者には転出理由、住み替え前の住宅に対する不満など）。
- ③ 住まいに関する様々な分野での消費者の関心の高まり、住宅関連制度の多様化等に対応するため、町民、町外居住者に住まいに関する総合的な情報を提供できる仕組みづくりに取り組みます。内容については、既存の「大樹町空き家情報登録制度」とともに、公営住宅等の空き情報、住宅・土地情報、移住情報、ゆれやすさマップ等の町民への啓発、住環境情報（法規制、上下水道の整備状況等）等、総合的な住情報を収集・提供する仕組みづくりについて検討するとともに、町民、町外居住者が求めている住情報を提供できるように、町のホームページや広報誌等の活用を図ります。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
3 移住・定住の促進	① お試し暮らし住宅の利用促進	○	
	② 住民票窓口における転出入者に対するアンケート調査の実施		○
	③ 移住希望者への情報提供	○	○

4 大樹の気候風土に応じた住環境づくり

- ① 北海道立北方建築総合研究所や民間研究機関と連携し、本町の風土に根ざした住宅づくりのあり方の調査・研究を推進し、その成果を施策に反映させることにより、地域条件に応じた良質な良住宅の供給を促進します。
- ② 本町は、令和3年12月6日に、地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、自然豊かな環境を次の世代へ引き継いでいくため、町民や地域、事業者の皆さまと一体となって、2050年までに大樹町の二酸化炭素排出を実質ゼロの実現を目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行っています。本町はこれまでに、長寿命化、住環境の向上の他、省エネルギーを目的とした住宅リフォームへの助成（大樹町住宅リフォーム支援事業）を行っていますが、今後も継続していく予定です。今後も、脱炭素社会実現のために、再生可能エネルギーや新たな高効率設備・機器の導入に向けて、支援を行っていただけるよう検討します。
- ③ 本町では、移住及び定住の促進と、誰もが住みよいうるおいのある住環境づくりを目的として、住宅等を新築し、又は購入しようとする者に対し、補助金を交付しています（大樹でかなえるマイホーム支援補助金）。今後は、調査・研究成果等を基に、本町における良質な住宅の基準（行政、民間の共通の指針）を定め、その啓発普及や建設支援により、地域条件に応じた良質な良住宅の供給を促進することを検討します。また、住宅金融支援機構等の金融機関との協定による融資優遇も行っており、利用促進に向けた啓発普及を図ります。さらに、北海道が進めている「北方型住宅2020」等を推奨し利用促進を図ることで、安心して良質な住まいづくりを進めていきます。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
4 大樹の気候風土に応じた住環境づくり	① 研究機関と連携した風土に根ざした住宅づくりの調査・研究	○	○
	② 住まいづくりにおける環境負荷低減の促進		○
	③ 大樹型住宅の建設促進（大樹でかなえるマイホーム支援事業）		○

5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現

- ① 「大樹町都市計画マスタープラン」に位置づけられた土地利用の方針に基づき、まちなかでの老朽公営住宅建替え促進やまちなかの空き地・空き家の有効活用によりまちなか居住を推進します。また、都市計画マスタープランの高度化版である「立地適正化計画」の活用を検討し、都市機能の誘導を図ります。
- ② 本町では、平成 19 年度に耐震改修促進計画を策定し、住宅の耐震診断及び改修に対する補助制度を創設するなど耐震化の促進に努めてきましたが、計画策定後 10 年以上が経過することから、新たな目標設定や施策の設定について、国、北海道の動向を踏まえて検討します。
- ③ 近年の自然災害の激甚化、頻発化による地域住民の関心の高まりを踏まえ、住まいの防災機能強化に向けた支援を検討します。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
5 コンパクトで災害に強い住宅市街地の実現	① まちなか居住の促進とコンパクトな住宅市街地の形成	○	○
	② 住宅の耐震化の促進	○	○
	③ 防災・減災対策の促進		○

6 住宅の性能向上の推進

- ① 本町は、長寿命化、住環境の向上、省エネルギー等を目的とした住宅リフォームへの助成を行っています（大樹町住宅リフォーム支援事業）。こうした取り組みの継続により居住環境の向上や定住の促進を図っていきます。
- ② 住宅リフォーム、耐震改修、融資、技術指導など住宅に関する様々な情報収集を行うとともに、北海道の公的機関や関係団体、地元建築士会などと連携し、住宅に関する町民の様々な相談に応じる住宅相談窓口の充実を図ります。
- ③ 良質な住宅ストックの形成を目指すため、長期優良住宅をはじめとする各種認定住宅や、北海道の北方型住宅 2020 等について、窓口でのパンフレット配布などで制度紹介等の情報発信を進めます。
- ④ 住宅建設・リフォームの経済効果は大きく、地元経済に寄与する住まいづくりが求められます。良質な地域木材の安定的な供給、地元工務店による良質な木造住宅を供給する仕組みづくりについて、北海道、研究機関、森林組合及び町内民間企業と連携し、調査・研究開発を進めます。また、こうした調査・研究成果をもとに、建設支援方策の検討を進めます。さらに、公営住宅の整備に当たっては、北海道が策定した「新たな木造道営住宅推進方針」に基づき、地域木材の活用を促進することとします。
- ⑤ 大樹型住宅など良質な住宅ストックの形成と地元経済に寄与する住まいづくりのために、地元の住宅建設技術者の技術力向上が求められます。住宅建築技術資格の BIS や BIS-E の取得促進策を検討します。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み	施策対象	
		公営住宅	民間住宅
6 住宅の性能向上の推進	① 既存住宅のリフォーム支援（大樹町住宅リフォーム支援事業）		○
	② 相談窓口、相談体制の充実		○
	③ 北方型住宅 2020 の啓発普及		○
	④ 地域材の活用	○	○
	⑤ BIS、BIS-E の資格取得支援制度		○

7 空き家等の適正管理の推進

- ① 本町は、町のホームページで町内の空き家情報を提供する「大樹町空き家情報登録制度」を有しており、その内容充実等により利用促進を図るとともに、町有空き地の分譲化や空き家対策総合支援事業等の活用等による空き地・空き家活用の推進を図ります。
- ② 空き家に関する総合的、効果的な施策を実施するために「空家等対策計画」の策定を予定しており、空家等の適切な管理の促進を図ります。老朽化が進む危険空家、特定空家等の対策について、除却費の補助などの支援を検討します。また、長期空き家の発生を防止し、中古住宅流通を促進するため、戸建住宅の高齢単身世帯などの「空き家予備軍」に対し意識啓発と福祉部門との連携を図ります。

【主な取り組み】

推進方針	主な取り組み		施策対象	
			公営住宅	民間住宅
7 空き家等の適正管理の推進	①	大樹町空き家情報登録制度の活用促進		○
	②	空家等対策計画の策定による空き家予備軍の対策や空き家の発生抑制、適切な管理の推進の検討		○

5章 重点プロジェクト

本計画の基本理念である「「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしい住まいづくり」の実現に向けて、以下の3項目を重点プロジェクトとして、必要に応じて各担当課が連携・横断的に取り組むことに努め、町内の住宅・住環境の向上を目指します。

重点プロジェクト

1

**住宅のセーフティネット充実
プロジェクト**

重点プロジェクト

2

**地域に適した住宅整備促進
プロジェクト**

重点プロジェクト

3

**中古住宅流通・既存住宅リフォーム
促進プロジェクト**

重点プロジェクト1 住宅のセーフティネット充実プロジェクト

現在、町の世帯数は横ばいから増加傾向で推移しており、ライフステージに応じた住宅等(若年単身世帯向けの民間賃貸住宅やファミリー世帯の戸建住宅用宅地、高齢者用の集合住宅など)の問題により、定住人口の維持・増加の妨げになることを防ぐ必要があります。

また、世帯数が横ばいから増加傾向である一方、少子高齢化の進行、高齢者の転出超過傾向がみられ、子育て世帯や高齢者などだれもが安心して暮らすことができる住宅・住環境が求められています。

一方、公営住宅等については、老朽化が進んでおり、町全体の居住性能の向上を図るため、老朽ストックの更新が求められています。

公営住宅等については、「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的に老朽ストックの解消、既存住宅の長寿命化を進めます。

重要施策

- ・ 公営住宅老朽ストックの計画的な更新
- ・ 子どもを産み育てやすい住まいの実現

(参考) 子育て世帯向け単独住宅の例 (愛別町)



アベニール



ポノール

子育て世帯向け住宅入居資格 (下記の全てにあてはまること)

- ①子を持つ世帯であって同居する2人以上の中学校修学前の子どもがいること
- ②月額158,000円以上487,000円以下の所得があること (所得が158,000円に満たない方にあては、所得の上昇が見込まれ、家賃の支払い能力があると認められる方)
- ③住宅困窮者
- ④町税、上下水道使用料、保育料等を滞納していないこと

(参考) 子育て支援公営住宅の例 (深川市道営住宅)



可動収納による間仕切り



収納を移動させると広く1室として利用できる

重点プロジェクト2 地域に適した住宅整備促進プロジェクト

現在、町の新築住宅の建設状況は堅調であり、世帯数維持の下支えとなっています。町では、「大樹でかなえるマイホーム支援事業」等により、町民の持ち家取得の支援を行っていますが、アンケートでは36.4%の方が「現在予定はないが、将来利用してみたい」と回答しています。

今後、大樹町にふさわしい住宅づくりに関する調査・研究を進め、新築される戸建て持ち家、民間借家等の良質化（環境負荷の低減、防災・減災対策等）に向けた支援方策の検討を行います。

重要施策

- ・ 住まいづくりにおける環境負荷低減の促進
- ・ 大樹型住宅の建設促進（大樹でかなえるマイホーム支援事業）
- ・ 防災・減災対策の促進

（参考）南幌町みどり野きた住まいるビレッジのモデルハウス



(参考) 大樹でかなえるマイホーム支援補助金パンフレット

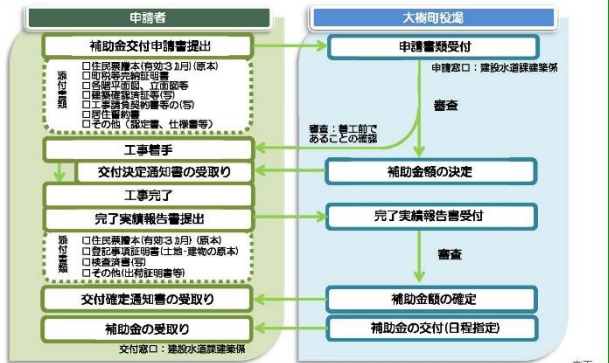
大樹でかなえる マイホーム支援補助金のご案内

大樹町では、移住および定住の促進と、誰もが住みよいうおいのある住環境づくりを目的として、住宅等を新築し、又は購入しようとする者に対し、補助金を交付します。

申請受付 受付開始(3.12.上旬)以降随時受付 (令和9年3月末日までに新築等が完了するもの)
 事業期間 事業年数5カ年(令和4年4月から令和9年3月末まで)
 申請先 大樹町役場2階(新庁舎1階)建設水道課建築窓口(開庁日の8:30~17:15)
 対象者 次の各事項の要件を備えていること。

- 自ら所有し、居住する住宅等を新築し、又は購入する者であること。ただし、当該住宅等の登記が共有名義である場合にあっては、共有名義である者のうちの1者とする。
- 補助金受領年度の翌年度から10年以上継続して当該住宅等に居住することを誓約する者であること。
- 市区町村民、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、水道料金、下水道使用料及びその他の市区町村に対して納付義務のあるものに対して滞納がない者であること。ただし、住宅等を共有名義で取得しようとする場合にあっては、共有者も同一とする。
- 新築の住宅等の場合にあっては、補助金の交付申請前に工事に着手していない者であること。
- 過去に、この条例に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
- 補助を受けようとする者及び補助を受けようとする者と別に同居し、又は同居しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

手続きのフロー



表紙へ
R3.12.6

- 対象住宅 対象となる住宅は以下の住宅となります。
- 住宅(台所、便所、浴室及び居室等を有する住宅であって、延べ床面積が80平方メートル以上のもの)
 - 併用住宅(延べ床面積の2分の1以上が住宅であるもの)
 - 建売住宅(建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の取得から1年未満の住宅で、宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引免許業者が販売するもの)
 - 中古住宅(昭和56年6月1日以降に建築に着手し、又は補修改修証明書が発行される住宅であって、過去に居住の用に供されたことのある住宅及び併用住宅並びに検査済証の取得から1年以上を経過した建売住宅)

※上記のほか、関係法令に明確な違反がないもので、次の各号のいずれにも該当しないものです。

- 3親等以内の親族から購入する住宅等
- 公共事業等に伴う住宅移転補償による住宅等
- 賃貸住宅
- 別荘等一時的に使用する住宅等
- 同居する者の売買契約による住宅等
- 法人とその法人役員の売買契約による住宅等

補助金額 別表第1の補助額に、別表第2の加算額を加えた額です。補助金額の2割を大樹TMOカード発行の商品券により交付します。

※中古住宅の購入の場合、別表第1に定める補助額のみで、別表第2の加算額はありません。

別表第1

補助基準	補助額
1 町内在住者による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	50万円
2 移住者 ^{※1} による住宅、併用住宅の新築又は建売住宅の購入	80万円
3 町内在住者による中古住宅の購入	40万円
4 移住者による中古住宅の購入	50万円

別表第2(別表第1の1、別表第1の2 新築、建売住宅に適用)

加算基準	加算額
1 町内建設業者 ^{※2} による建設の場合	30万円
2 太陽光発電システム(出力10kW未満)を設置する場合	10万円
定置型蓄電池を設置する場合	10万円
再生可能エネルギーを導入する場合	10万円
3 子育て世代が対象となる場合 (※上記「2太陽光発電システム設置」を除く) (中学就学前の児童の人数×10万円(5人までを対象) (完了実績報告書時点で住民登録が可能と見込まれる児童がいる場合は、補助金の交付申請時に、その旨を記載していただきます。)	上限50万円
4 長期優良認定住宅、低炭素認定住宅、省エネ認定住宅、北方型住宅2020認定住宅を建設する場合	30万円
5 高効率機器(エコジョーズ、エコバル、エコート、エコフォーム)を設置する場合	10万円

※1 移住者・・・町内に住所を有してから申請まで3年以内のもの(ただし、申請前3年の間に転出したものを除く)を言います。

※2 町内建設業者・・・町内に事業所がある住宅建設業者と、町内で住宅建設をおこなう個人事業主を言います。

補助金の返還 当該住宅に10年以上住むことができなくなった場合などは、交付した補助金を返還していただく場合があります。申請書の様式については、大樹町のホームページでダウンロードできます。

<http://www.town.taiki.hokkaido.jp/> 建設水道課建築係 ☎01558-6-2920(直通)

R3.12.6

重点プロジェクト3 中古住宅流通・既存住宅リフォーム促進プロジェクト

アンケートにおける住宅の具体的な内容に関する満足度において、不満傾向の構成比の多い項目は、「雪の処理」34.8%、「高齢者等の使いやすさ」33.7%、「遮音性や断熱性」29.1%などとなっています。現在、町では、「大樹町住宅リフォーム支援補助金」等により、町民の住宅リフォームの支援を行っていますが、アンケートでは48.2%の方が「現在予定はないが、将来利用してみたい」と回答しています。

また、今後、空き家になる可能性が大きい戸建て住宅等の空き家予備軍世帯が増加しており、管理不全な状態とならないように、住む人がいなくなった段階で、市場に流通させるなどの適切な対応が必要です。

このようなことから、各部署の連携を図り、情報共有を進められるよう取り組むとともに、住宅情報に関する総合的な相談窓口、相談体制の充実を図ります。これにより、例えば住宅リフォーム支援の申込みにあわせて耐震診断を紹介するなど町民への情報提供が図られ、住宅施策の促進と町民サービスの向上が期待できます。

重要施策

- ・既存住宅のリフォーム支援（大樹町住宅リフォーム支援事業）
- ・北方型住宅2020の啓発普及
- ・空家等対策計画の策定による空き家予備軍の対策や空き家の発生抑制、適切な管理の推進の検討

(参考) 大樹町住宅リフォーム支援事業パンフレット

大樹町住宅リフォーム支援事業
補助金交付のご案内

大樹町では、住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等によるリフォーム市場の拡大や、町内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図ることを目的とし、住宅リフォームに関する補助金制度を創設します。

- 受付期間** 令和3年4月1日から令和4年2月末日まで
- 申請先** 大樹町役場2階 建設水道課 管理係 窓口(受付時間 8:30~17:15)
- 対象者** 次の各事項の要件を備えていること。
 (1) 町内に住所を有する者(リフォームの完了実績報告までに町内に転入し、住所を有する予定者を含む)
 (2) リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ該当住宅に現に居住している者
 (3) 町内建設業者によりリフォームを行う者
 (4) 補助金交付決定前に工事に着手していない者
 (5) 補助金交付申請年度の3月10日までに、リフォームを完了できる見込みの者
 (6) 所有者が町税等を滞納していない者
 (7) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- 対象工事** 住宅の長寿命化、省エネルギーの推進、住環境の向上等を目的とした性能向上のために行う修繕、模様替え等の改修工事のうち【別表第1】に定める工事。

【別表第1】

●長寿命化を目的としたもの	●省エネルギーを目的としたもの	●住環境の向上を目的としたもの	その他
構造部改修工事※1	外部建具・ガラス交換工事	増築工事・雪対策工事	左記以外で住宅の性能向上、新エネルギーの導入等が図れる工事
外壁・屋根改修工事	内窓サッシ設置工事※2	段差解消工事・手摺設置工事	
配管類交換工事	断熱改修工事	建具取替工事・内装改修工事	
換気設備設置工事	LED照明器具設置工事	トイレ改修工事	
	高効率設備機器設置工事	台所・浴室改修工事	
	太陽熱回収設備設置工事	暖房・給湯設備等改修工事	
		給水管引込工事・浄水器設置工事※3	

※1：構造部とは基礎、土台、天材、柱、壁組、梁、小梁組、階梁、軒仕切、下地合板等をいう。
 ※2：内窓サッシとは住宅に設置している既存の窓の窓枠に、新たに取り付ける樹脂製等による窓で、次世代省エネルギー基準(平成11年基準)の性能が向上しているものをいう。
 ※3：浄水器は、水質基準に適合する水質まで浄化することができるものとする。

(裏面へ)

R3. 4. 1

補助金額

・補助金の交付は大樹 TMO カード会発行の商品券※3とする。

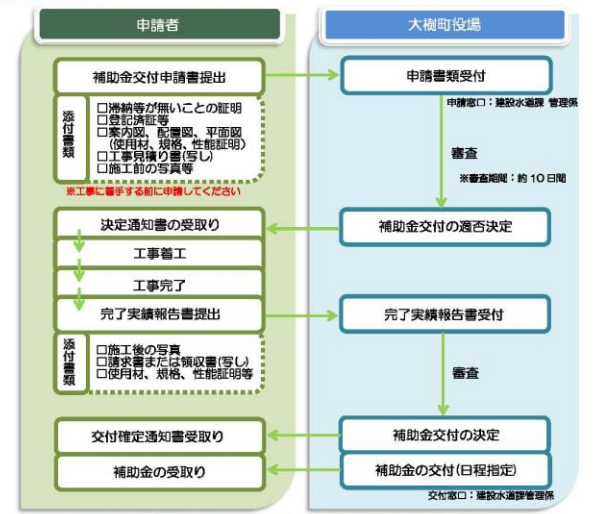
	工事項目	金額算定	上限
1	リフォーム工事	補助対象経費の1/2	10万円
2	内窓サッシ設置	【別表第2】に定める金額×施工箇所数	12万円
3	太陽光発電システム	補助対象経費の1/2	10万円
4	給水管引込工事・浄水器設置工事	//	10万円
合算額			1~4それぞれの算定額を合算して交付申請が可能

※3：有効期限あり(約5ヶ月半以内)

【別表第2】内窓サッシ金額算定表

大きさの区分	窓面積	金額(1箇所につき)	摘要
大	2.8㎡以上	18,000円	窓面積は、外枠寸法を測定して算出した面積とする。
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	12,000円	
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	7,000円	

手続きのフロー



要綱および申請書の様式については、大樹町のホームページでダウンロードできます。

大樹町役場 建設水道課 管理係 ☎01558-6-2118(直通)

R3. 4. 1

(参考) 北方型住宅 2020

北海道の住宅の新たなスタンダード

北方型住宅 2020

北海道がおススメする
北海道の気候風土に適した質の高い住宅

「北方型住宅2020」とは

北海道の気候・風土を熟知したプロによる、地域に調和した高性能で高品質な住宅の証です。
北海道で30年以上培った、快適で豊かな暮らしが続く家づくりの技術がつまっています。

「北方型住宅2020」はこんなに安心！ —4つの基本性能 と 3つのしくみ—

長寿命

ライフステージの変化にも対応し、
世代を超えて引き継がれる
高い耐久性と耐用性を持つ住宅

【主な基準】
 (高い耐久性) (高い耐用性) (維持管理の容易さ)
 ・耐震等級2 ・将来の間取り ・維持管理等級3
 ・劣化対策等級3 変更対応(推奨)

地域らしさ

北海道らしい景観や街並みに配慮して、
積極的に地域材、地場産材を活用しながら
日々の暮らしの中で**地域らしさを育む住宅**

【主な基準】
 (地域資源の活用) (地域活性化)
 ・地域の気候風土を活かした設計 ・市町村施策に適合(推奨)
 ・道産材、地域エネルギー
 の活用(推奨)

4つの基本性能

安心・健康

災害に強く、だれでも安全で健康に
過ごすことのできる
暮らしを守る器としての住宅

【主な基準】
 (自然災害への対応) (健康・快適)
 ・地震時の倒壊を防止、
 冬季の自宅避難のため
 無暖房でも一定室温を確保
 ・建物内での避難経路確保、
 落下物の防止(推奨) (高齢者等対応)
 ・ホルム対策等級3
 ・適切な換気量
 ・全室暖房
 ・高齢者等への配慮

環境との共生

寒さや雪などの気候特性に配慮しながら
環境負荷を低減する
持続可能な社会と暮らしを支える住宅

【主な基準】
 (省エネ) (雪処理)
 ・UA値=0.34以下
 ・省エネ(BEI=0.8以下) (まちなみ形成)
 ・C値=1.0以下 (美しいまちなみ形成(推奨)
 ・外壁後追

3つのしくみ

北海道がおススメする優良な住宅事業者 **きた住まいるメンバーによる設計・施工**

BIS資格者による設計・施工

確かな設計・施工技術を持つ
事業者による家づくり。

住宅履歴の保管

「きた住まいるサポートシステム」で住まいの
情報を保管し、リフォームや住み替えに活用。

住宅性能の見える化

住宅性能に加え、
設計・施工者情報も見える化。

「北方型住宅2020」はここが進化！ —新しい北方型住宅の特長—

- **より快適に！ —断熱性能の向上—**
 - 住宅の断熱性能を更に向上し、より快適な室内空間を確保できる性能としました。
 - 家中どこでも快適に、結露やかびの発生しない空間をつくることができます。
- **より安全に！ —耐震性能の強化—**
 - 従来の北方型住宅より、1.25倍の地震力にも耐えられる耐震性能に強化しました。
 - 大地震でも大きな損傷を受けず、自宅を使用できることを目標とします。
 - 高断熱高気密なので、冬季にブラックアウト等で無暖房となっても一定の室温を確保します。
- **よりエコに！ —省エネ化の推進—**
 - 暖房などにかかるエネルギーを大きく削減することを基準に加えました。
 - 光熱費を抑え、家計にも社会にも優しい住宅であることを目標とします。
- **より安心に！ —住宅性能・事業者情報の見える化—**
 - 我が家の基本性能や特長を、「住宅ラベリングシート」で確認できます。
 - 事業者の情報を「きた住まいるメンバーシート」で確認できます。

外皮平均熱貫流率(UA値) ※低いほど高性能

0.34

[W/(㎡・K)]以下 (国の省エネ基準
(札幌)=0.46以下)

耐震等級1
地震力: 1

耐震等級2
地震力: 1.25

暖房用灯油使用量を削減

※国の省エネ基準レベルの住宅との比較、年間の400L削減
(床面積約40坪、室温20℃、札幌の場合。)

省エネ性能を見える化

この住宅の
外皮平均熱貫流率(UA値) 0.26 W/m²K

省エネ性能等級: 1.3 削減率: 2

この住宅の
設計・施工者情報

29%削減

省エネ性能等級: 2

資料：北海道ホームページ

參考資料

1 関連計画における取組方針

(1) 第5期大樹町総合計画

計画期間	基本構想 平成 26～令和 5 年度 基本計画 平成 26～令和 5 年度
策定趣旨	今まで培ってきた歴史や風土、築き上げてきた財産を尊重し、よりよいまちづくりを進めるために、住民の皆さんとともに考えた 10 年後の大樹町のあるべき姿を描いたものです。
基本目標	理 念：～活力とやすらぎあふれるまちづくり～ 大いなる挑戦の継続 テーマ：～暮らしと明日を彩る清流の里～コスモスのまち 大樹 基本目標： ●人と自然にやさしいまちづくり ●安心と支えあいのまちづくり ●夢を育み学びの意欲を高めるまちづくり ●資源を豊かさにつなげるまちづくり ●交流と協働で進めるまちづくり
住宅関連 個別施策	第 1 章 「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしいまちづくり 第 2 節 生活の質を高める 【基本方針】 誰もが住みよい住環境をめざし、ユニバーサルデザインの導入及び長寿命化を行い、公営住宅の建替や改修を行います。また、地域の特性を活かした住宅施策の創設に努めます。 【施策の内容】 ①公営住宅の整備 ●公営住宅の整備 ユニバーサルデザインを導入した公営住宅の整備 民活型手法等による建替え事業 公営住宅ストックの長寿命化改善 ●公営住宅の展開 社会情勢に対応した住環境の整備 入居高齢者世帯の支援体制の充実 ②住環境の向上推進 ●住宅施策の創設 地域特性を活かした住宅施策の創設 リフォーム市場の拡大推進 中古・空き家住宅の流通促進 住宅セーフティネットの形成 ●住環境の整備促進 住環境整備の啓発 建築物の耐震性能の向上

(2) 第2期大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略

計画期間	令和2～6年度までの5年間
趣旨	人口減少を食い止め、活力ある地域社会の維持を図るため、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、報道機関などから意見を募り、各種施策を危機感とスピード感を持って講じる。
設定人口	第5期大樹町総合計画基本構想の設定人口である令和5年の5,200人を基本として、社人研推計人口2045年の3,978人を117人上回る4,095人、2065年の3,043人を195人上回る3,238人とした「大樹町人口ビジョン」を策定し、これを総合戦略の目標、設定人口とします。
住宅関連 施策	<p>基本目標2「明日につなぐ」交流と協働で進めるまちづくり</p> <p>2 繋がり可能性を広げる</p> <p>①地域間交流、国際交流や航空宇宙の取組みの推進により人の呼び込みと物の売り込みの拡大を図ります。</p> <p>②大樹町の恵まれた自然環境と現有の各種運動、文化施設の有効活用を図るため、スポーツ、文化団体の合宿誘致についての調査検討を進めます。</p> <p>③お試し暮らし住宅やワーキングステイ制度の活用により、移住・定住を促進します。</p> <p>重要業績評価指標（KPI）</p> <p>・お試し暮らし住宅等利用者 H30現在 88組（延べ） 5年後 120組（延べ）</p> <p>基本目標3「やすらぎを生み出す」人と自然にやさしいまちづくり</p> <p>1 住み続けたい生活環境の提供</p> <p>①空家バンクなど住宅情報や相談体制を整備します。</p> <p>②新築住宅助成制度を継続・検証します。</p> <p>③空家、中古住宅購入に対し、助成制度を継続します。</p> <p>④民間による住宅展示の誘致を検討します。</p> <p>⑤安心して歩ける歩道網を計画的に整備します。</p> <p>重要業績評価指標（KPI）</p> <p>・町有地の分譲：5年間で10区画</p> <p>・新築住宅助成制度継続・検証</p> <p>基本目標5 「健やかに暮らす」安心と支え合いのまちづくり</p> <p>2 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる環境を築く</p> <p>①ふまねっとクラブなど介護予防教室の参加者増を図ります。</p> <p>②住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者・障がい者住宅の整備を検討します。</p> <p>③介護ボランティアや日常生活支援サポーターの養成を進め、日常生活支援体制を構築します。</p>

(3) 大樹町公共施設等総合管理計画

計画期間	平成 28～令和 7 年度までの 10 年間																																																																														
計画の目的	公共施設等の全体像を明らかにし、様々な社会情勢を踏まえ、長期的な視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進すること																																																																														
公共施設等の管理に関する基本的な考え方	<p>2040 年には大樹町人口ビジョンで 4,610 人の人口規模になると見込むなかで、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。</p> <p>新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図ります。</p> <p>既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建て替え、民間等への譲渡、複合化、広域化のいずれかを選択し、建て替えをする場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討します。</p> <p>建築基準法改正前 1981 年（昭和 56 年）以前に建てられたもの、また、木造の耐用年数を 40 年、非木造の非耐用年数を 50 年と設定した場合に、計画策定最終年次である平成 37 年時に耐用年数を超える施設を優先的に検討します。</p> <p>また、耐用年数を経過していない施設も、著しい劣化が認められる場合、検討します。</p>																																																																														
住宅関連施策	<p>③住宅施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>分類名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>再調達価額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> <th>有形固定資産減価償却費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td> <td>住宅施設</td> <td>33,952.0</td> <td>4,688,204</td> <td>3,138,090</td> <td>66.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【現状】</p> <p>現在、町の住宅施設は、472 戸となっています。人口一人当たりの戸数は 0.08 戸と十勝管内の平均と比較して若干高くなっています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自治体名</th> <th>人口 (H27.1)</th> <th>行政面積 (km²)</th> <th>戸数 (戸)</th> <th>人口一人当たり戸数 (戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大樹町</td> <td>5,845</td> <td>815.7</td> <td>472</td> <td>0.08</td> </tr> <tr> <td>管内合計</td> <td>348,574</td> <td>10,828.0</td> <td>12,397</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>管内平均</td> <td>18,346</td> <td>569.9</td> <td>652</td> <td>0.04</td> </tr> </tbody> </table> <p>【主な施設】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>再調達価額 (千円)</th> <th>減価償却累計額 (千円)</th> <th>有形固定資産減価償却費 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>柏木町公営住宅</td> <td>6,146.0</td> <td>1,171,266</td> <td>515,773</td> <td>44.0%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>鏡町公営住宅</td> <td>5,473.5</td> <td>839,742</td> <td>500,601</td> <td>59.6%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>日方公営住宅</td> <td>4,306.7</td> <td>452,205</td> <td>452,205</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>川南地区公営住宅 (ユースタウンを含む)</td> <td>3,272.5</td> <td>588,779</td> <td>216,972</td> <td>36.8%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>石坂公営住宅</td> <td>2,767.4</td> <td>294,190</td> <td>247,368</td> <td>84.1%</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>双葉町公営住宅</td> <td>2,738.7</td> <td>287,563</td> <td>268,146</td> <td>93.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>【今後の方針】</p> <p>将来人口を踏まえた管理戸数の適正化を図ることを基本に、耐用年数を経過した老朽住宅の廃止または建て替え、耐用年数を経過していない住宅については長寿命化または改修を計画的に進め、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を図っていきます。</p>					No	分類名	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産減価償却費 (%)	3	住宅施設	33,952.0	4,688,204	3,138,090	66.9%	自治体名	人口 (H27.1)	行政面積 (km ²)	戸数 (戸)	人口一人当たり戸数 (戸)	大樹町	5,845	815.7	472	0.08	管内合計	348,574	10,828.0	12,397	0.04	管内平均	18,346	569.9	652	0.04	No	施設名	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産減価償却費 (%)	1	柏木町公営住宅	6,146.0	1,171,266	515,773	44.0%	2	鏡町公営住宅	5,473.5	839,742	500,601	59.6%	3	日方公営住宅	4,306.7	452,205	452,205	100.0%	4	川南地区公営住宅 (ユースタウンを含む)	3,272.5	588,779	216,972	36.8%	5	石坂公営住宅	2,767.4	294,190	247,368	84.1%	6	双葉町公営住宅	2,738.7	287,563	268,146	93.2%
No	分類名	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産減価償却費 (%)																																																																										
3	住宅施設	33,952.0	4,688,204	3,138,090	66.9%																																																																										
自治体名	人口 (H27.1)	行政面積 (km ²)	戸数 (戸)	人口一人当たり戸数 (戸)																																																																											
大樹町	5,845	815.7	472	0.08																																																																											
管内合計	348,574	10,828.0	12,397	0.04																																																																											
管内平均	18,346	569.9	652	0.04																																																																											
No	施設名	面積 (㎡)	再調達価額 (千円)	減価償却累計額 (千円)	有形固定資産減価償却費 (%)																																																																										
1	柏木町公営住宅	6,146.0	1,171,266	515,773	44.0%																																																																										
2	鏡町公営住宅	5,473.5	839,742	500,601	59.6%																																																																										
3	日方公営住宅	4,306.7	452,205	452,205	100.0%																																																																										
4	川南地区公営住宅 (ユースタウンを含む)	3,272.5	588,779	216,972	36.8%																																																																										
5	石坂公営住宅	2,767.4	294,190	247,368	84.1%																																																																										
6	双葉町公営住宅	2,738.7	287,563	268,146	93.2%																																																																										

(4) 第8期大樹町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

計画期間	令和3～5年度
趣旨	令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えて、第8期(令和3年度から令和5年度まで)の大樹町介護保険事業計画の策定のための基本事業を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的として策定するものです。
計画目標	<p>【計画目標1】生きがい対策の充実</p> <p>【計画目標2】介護予防・健康づくり・地域支援体制の充実</p> <p>【計画目標3】高齢者にやさしい住生活環境づくり</p> <p>【計画目標4】在宅医療・介護連携の推進</p> <p>【計画目標5】認知症対策・権利擁護の推進</p> <p>【計画目標6】地域支え合いネットワークの構築</p> <p>【計画目標7】サービスの質の向上、福祉・介護人材の確保及び育成</p> <p>【計画目標8】介護保険制度の円滑な運営</p>
住宅関連 施策	<p>第3節 高齢者にやさしい住生活環境づくり</p> <p>1 安心できる居住環境の確保</p> <p>高齢者が地域で安心して暮らしていくには、そのための環境づくりを進めていくことが必要となります。</p> <p>高齢者の身体状況・生活状況に応じて住みなれた地域で暮らしていくため、高齢者にやさしい住生活環境の整備を推進します。</p> <p>(1) 住宅改修支援</p> <p>自宅でも安心して暮らせるよう、住宅改修に関する相談・情報提供を行います。</p> <p>(2) 高齢者等にやさしい住宅整備資金貸付事業</p> <p>高齢者等の専用居室の整備や介助のための増改築に対して、無利子で100万円を限度とした貸付を行います。</p> <p>(3) 暮らしやすい住宅の整備</p> <p>高齢者の住まいの確保を図るため、民間事業者を活用し、食事の提供や見守り等がある安心した生活ができる住宅の整備に努めます。</p> <p>2 やさしい生活環境整備の推進</p> <p>(1) 暮らしやすい生活環境の整備</p> <p>高齢者等に配慮した道路や公共施設等のバリアフリー化の推進を図ります。</p> <p>また、ふれあいバス等の公共交通機関の維持・確保を図るとともに、利用者の利便性が高い交通体系の検討を進めます。</p> <p>(2) コンパクトなまちづくりの推進</p> <p>今後、身体機能の低下や移手段の確保が困難等の理由により買物や通院等の日常生活に支障をきたす高齢者の増加が予想されます。</p> <p>そのため、高齢者が快適な生活を続けられるよう、商業施設や医療機関等と住環境が近接した「歩いて暮らせるまちづくり」、「まちなか居住」を推進します。</p>

(5) 大樹町障がい者福祉計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

計画期間	令和3～8年度までの6年間
目的	本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした大樹町障がい者保健福祉計画（第3次）・第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定することとしました。
計画目標	①地域生活の支援体制の充実 ②自立と社会参加の促進 ③バリアフリー社会の実現
住宅関連 施策	<p>2 生活環境</p> <p>《現状と課題》</p> <p>北海道においては「北海道福祉のまちづくり条例」、国においては「高齢者 障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）などの法整備が進んでいますが、積雪・寒冷といった北海道の地域特性などを踏まえ、今後とも、誰もが安全で快適に生活できる福祉のまちづくりを推進し、住まいや公共施設、交通機関、歩行空間などのバリアフリー化を図る必要があります。</p> <p>(1) 住まい・まちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○障がいのある人の在宅志向の高まりや高齢化等により、バリアフリー化された住宅への需要が増加していることから、立地上の利便性や地域住民との交流に配慮しながらユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅整備に努めます。 ○障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、住宅改善に関する相談・支援の充実に努めます。 ○障がいのある人の生活利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用を促進します。 ○公共的施設や道路、公園等の整備にあたっては、障がいのある人など利用者の意見が反映されるよう、設置者等への要請に努めます。 ○バリアフリー住宅などの建物や商品、サービスについて、誰もが利用しやすいデザイン（企画・設計・計画）化を進めるための情報提供・普及啓発に努めます。

(6) 大樹町子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和 2～6 年度						
位置付け	子ども・子育て支援法第 6 1 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置付け、子育て家庭を対象として、今後進めていく子育て支援施策の方向性や取組内容、必要量の見込みやその確保対策を定めたもの。また、次の世代を担う子どもが健やかに生まれ・育つ環境づくりを進めるために、行政、家庭、学校、企業（事業所）、地域社会が一体となり、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となるもの。						
基本理念	<p>基本理念：大樹が広がる 大きな夢の 子育て支援</p> <p>施策の目標：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 たいきの子育て支援 2 こどもの心身の健やかな発達の促進 3 子育てと仕事の両立支援 4 子どもの教育環境の整備 5 子どもの安全の確保 6 子育ての生活環境の整備 7 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実 						
住宅関連 施策	<p>1 安心快適に外出できる環境の整備</p> <p>乳幼児の子どもを持つ親を含め、様々な人が利用しやすいユニバーサルデザインの推進を図ります。</p> <p>また、公共施設や行政サービスの提供に際しては、事前に町民に対するアンケート調査を実施したり、子ども議会で提案のあった意見を参考にするなど、利用する人たちの意見を広く聴取して検討していく必要があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">1 施設や設備の整備</td> <td style="text-align: right;">(建設水道課・教育委員会)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">今後の取組</td> <td colspan="2">公共施設や公営住宅などの建設の際は、スロープや多目的トイレを設置するなど、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインで対応します。</td> </tr> </table>		1 施設や設備の整備	(建設水道課・教育委員会)	今後の取組	公共施設や公営住宅などの建設の際は、スロープや多目的トイレを設置するなど、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインで対応します。	
	1 施設や設備の整備	(建設水道課・教育委員会)					
今後の取組	公共施設や公営住宅などの建設の際は、スロープや多目的トイレを設置するなど、子どもから高齢者まで、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインで対応します。						

2 アンケート調査概要

(1) 調査の目的と方法

a. 調査の目的

町民向けアンケート調査は、居住者及び住宅の実態を把握し、住生活基本計画策定の参考とすることを目的とします。

b. 調査期間

調査時点を7月1日現在とし、回収期限を8月24日としました。

c. 配布回収方法

配布・回収はともに郵送としました。

d. 調査対象、調査項目

大樹町に居住する世帯1,543世帯（公営住宅等入居者343世帯、それ以外1,200世帯）を対象としました。回収数は490票で、回収率は31.8%となりました。

質問内容を以下に示します。

表 6-1 質問項目と期待する効果

大項目	質問項目	期待する成果等
1) 回答者（世帯）の世帯属性・居住履歴	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員の状況（性別・年齢・身体の状況・就業の有無・就業場所） 住宅の種類 家賃（借家の場合） 住宅の建て方 居住開始年 住まいの面積、建築年 以前の住まいの場所・種類 将来の居留意向・居住地域 	<ul style="list-style-type: none"> 意向の満足度等の解析に当たり、住宅の種類別、居住年別等のクロス集計等を可能とする 入居世帯と入居している住宅の性能のマッチングの状況を把握する（例えば、世帯人員と住戸タイプの関係、高齢世帯の入居階など） 従前住宅の状況等から、大樹町における住替状況を把握する
2) 居住する住宅の部位別の満足・不満状況	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の満足度（全体） 住宅の満足度（部位別） 周辺環境の満足度（全体） 周辺環境の満足度（部位別） 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、周辺環境の4段階評価（満足、まあ満足、やや不満、非常に不満）をしてもらい、地区別・部位別等で満足度の高い地区（項目）、低い地区（項目）を把握する。 成果目標の設定等に活用する。
3) 施策要望 居住する住宅の修繕意向、住情報等の施策要望	<ul style="list-style-type: none"> 宅地購入、住宅リフォーム等への支援について 新築時の問題点 リフォーム・建替の実施状況、理由、内容 新築、改修（リフォーム）時の補助（助成）について 	<ul style="list-style-type: none"> 住民の宅地造成や住宅リフォームに対する要望を把握する。 住宅施策の設定等に活用する。 持ち家のリフォーム・建て替え等の実施状況、問題点を把握し、リフォーム推進方策の検討の参考資料とする。

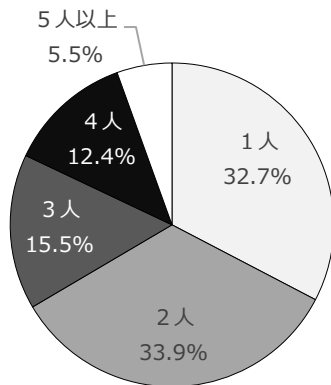
(2) 家族について

a. 世帯人数

回答世帯の世帯人数は、多い順に「1人」32.7%、「2人」33.9%、「3人」15.5%となっています。

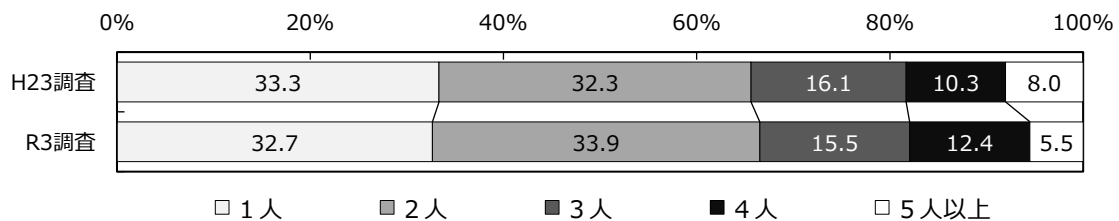
1～2人の小規模世帯が全体の66.6%を占めています。

前回調査と比較して「1人」の割合は、33.3%から32.7%へ0.6ポイント減少しています。



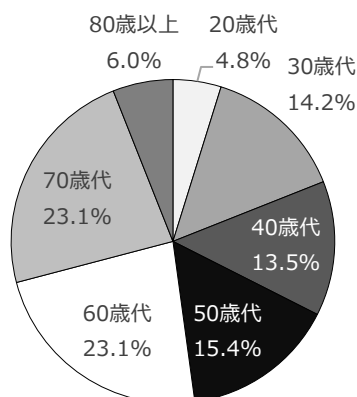
	件数	構成比
1人	160	32.7%
2人	166	33.9%
3人	76	15.5%
4人	61	12.4%
5人以上	27	5.5%
合計	490	100.0%

【前回調査との比較】



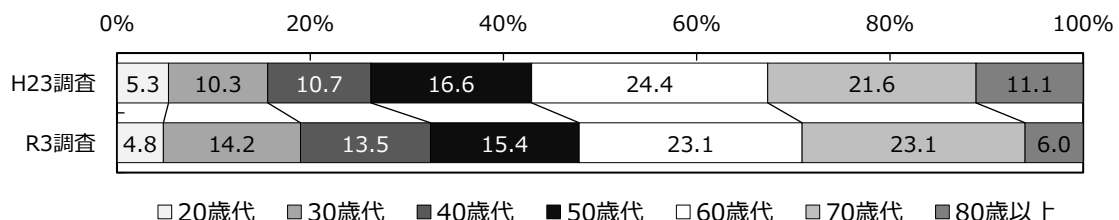
b. 世帯主の年齢

回答世帯の世帯主の年齢は、多い順に「60歳代」及び「70歳代」がともに23.1%、「50歳代」15.4%、「30歳代」14.2%となっています。



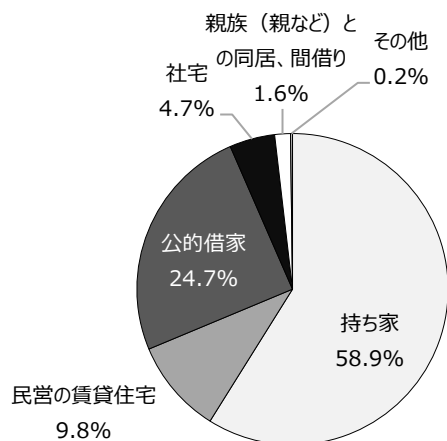
	件数	構成比
20歳代	20	4.8%
30歳代	59	14.2%
40歳代	56	13.5%
50歳代	64	15.4%
60歳代	96	23.1%
70歳代	96	23.1%
80歳以上	25	6.0%
合計	416	100.0%

【前回調査との比較】



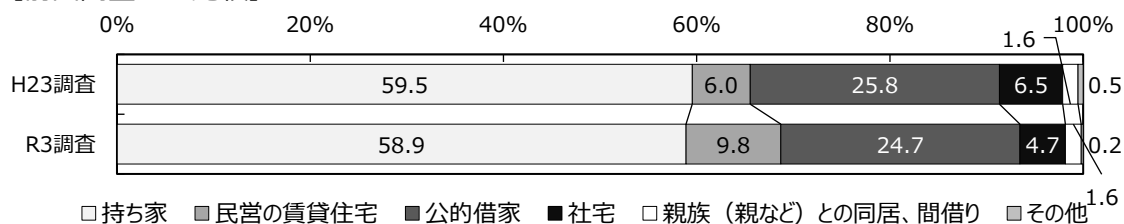
c. 住宅の種類

回答世帯の住宅の種類は、多い順に「持ち家」58.9%、「公的借家」24.7%、「民営の賃貸住宅」9.8%となっています。



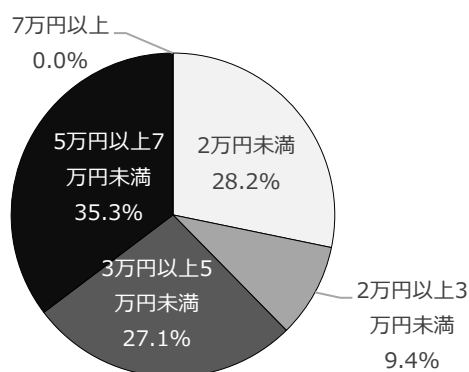
	件数	構成比
持ち家	288	58.9%
民営の賃貸住宅	48	9.8%
公的借家	121	24.7%
社宅	23	4.7%
親族（親など）との同居、間借り	8	1.6%
その他	1	0.2%
合計	489	100.0%

【前回調査との比較】



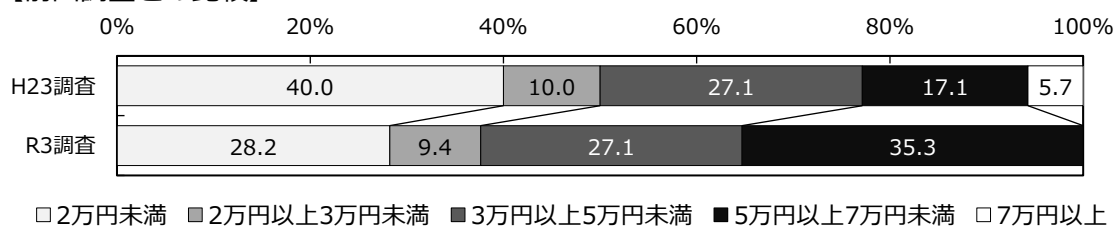
d. 月の家賃（管理費含む）（公営住宅等入居世帯を除く）

回答世帯の月の家賃（管理費含む）は、多い順に「5万円～7万円」35.3%、「2万円未満」28.2%、「3万円～5万円」27.1%となっています。



	件数	構成比
2万円未満	24	28.2%
2万円～3万円	8	9.4%
3万円～5万円	23	27.1%
5万円～7万円	30	35.3%
7万円～9万円	0	0.0%
合計	85	100.0%

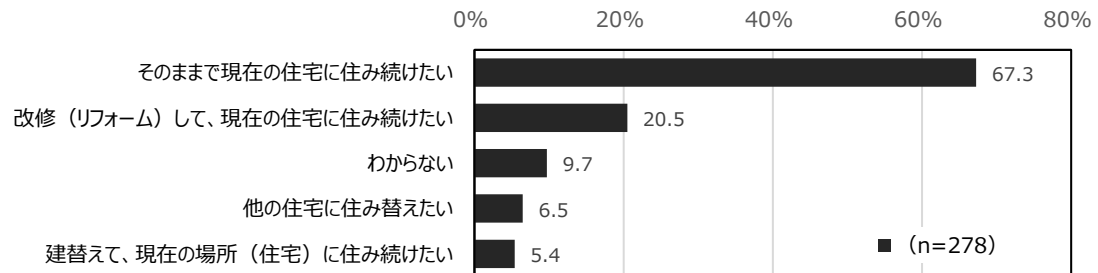
【前回調査との比較】



e. 将来の居留意向（複数回答）（公営住宅等入居世帯を除く）

① 持ち家の方

持ち家世帯の将来の居留意向は、多い順に「そのまま現在の住宅に住み続けたい」67.3%、「改修（リフォーム）して、現在の住宅に住み続けたい」20.5%、「わからない」9.7%となっています。



	件数	構成比
そのまま現在の住宅に住み続けたい	187	67.3%
改修（リフォーム）して、現在の住宅に住み続けたい	57	20.5%
建替えて、現在の場所（住宅）に住み続けたい	15	5.4%
他の住宅に住み替えたい	18	6.5%
わからない	27	9.7%
有効回答数	278	100.0%

② 借家の方

借家世帯の将来の居留意向は、多い順に「しばらくは現在の住宅に住み続けたい」37.2%、「わからない」27.9%、「持ち家を持ちたい」26.7%となっています。

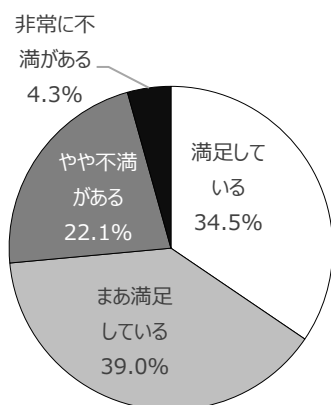


	件数	構成比
しばらくは現在の住宅に住み続けたい	32	37.2%
持ち家を持ちたい	23	26.7%
他の借家に住み替えたい	14	16.3%
わからない	24	27.9%
有効回答数	86	100.0%

(3) 現在の住まいについて

a. 現在の住宅の総合的な満足度

現在の住まいについて、現在の住宅の総合的な満足度は、「満足している」及び「まあ満足」(以下、「満足傾向」という)が73.5%、「やや不満がある」及び「非常に不満がある」(以下、「不満傾向」という)が26.5%となっています。



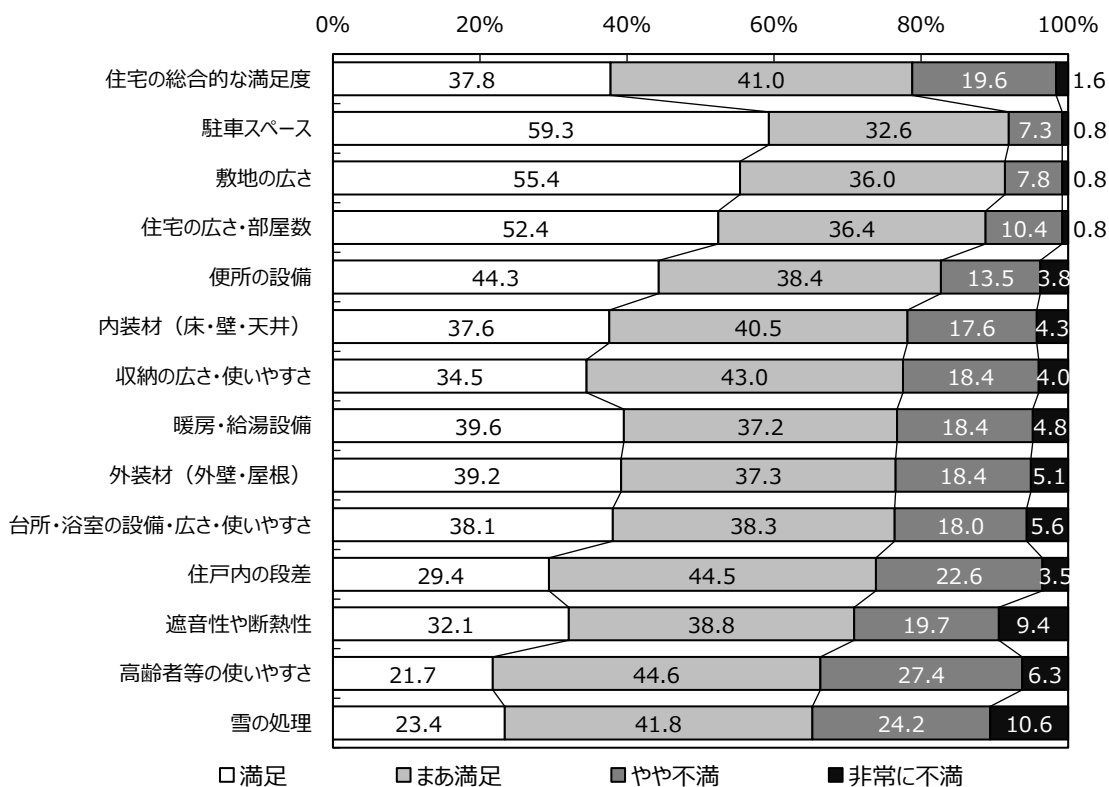
	件数	構成比
満足している	159	34.5%
まあ満足している	180	39.0%
やや不満がある	102	22.1%
非常に不満がある	20	4.3%
合計	461	100.0%

b. 住宅の具体的な内容についての満足度・各項目の比較

住宅の具体的な内容に関する13項目の満足度を比較すると、全ての項目において満足傾向が不満傾向を上回っています。

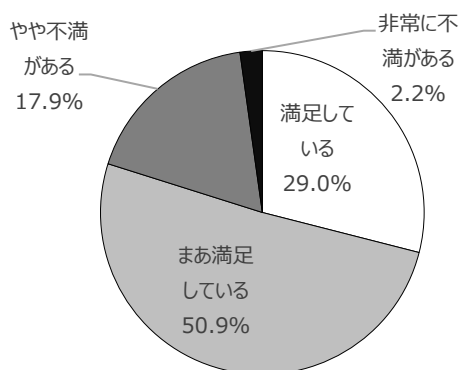
満足傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「駐車スペース」91.9%、「敷地の広さ」91.4%、「住宅の広さ・部屋数」88.8%となっています。

また、不満傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「雪の処理」34.8%、「高齢者等の使いやすさ」33.7%、「遮音性や断熱性」29.1%となっています。



c. 住宅周辺の環境や設備の総合的な満足度

住宅周辺の環境や設備について、現在の住宅の総合的な満足度は、「満足している」及び「まあ満足」（以下、「満足傾向」という）が79.9%、「やや不満がある」及び「非常に不満がある」（以下、「不満傾向」という）が20.1%となっています。



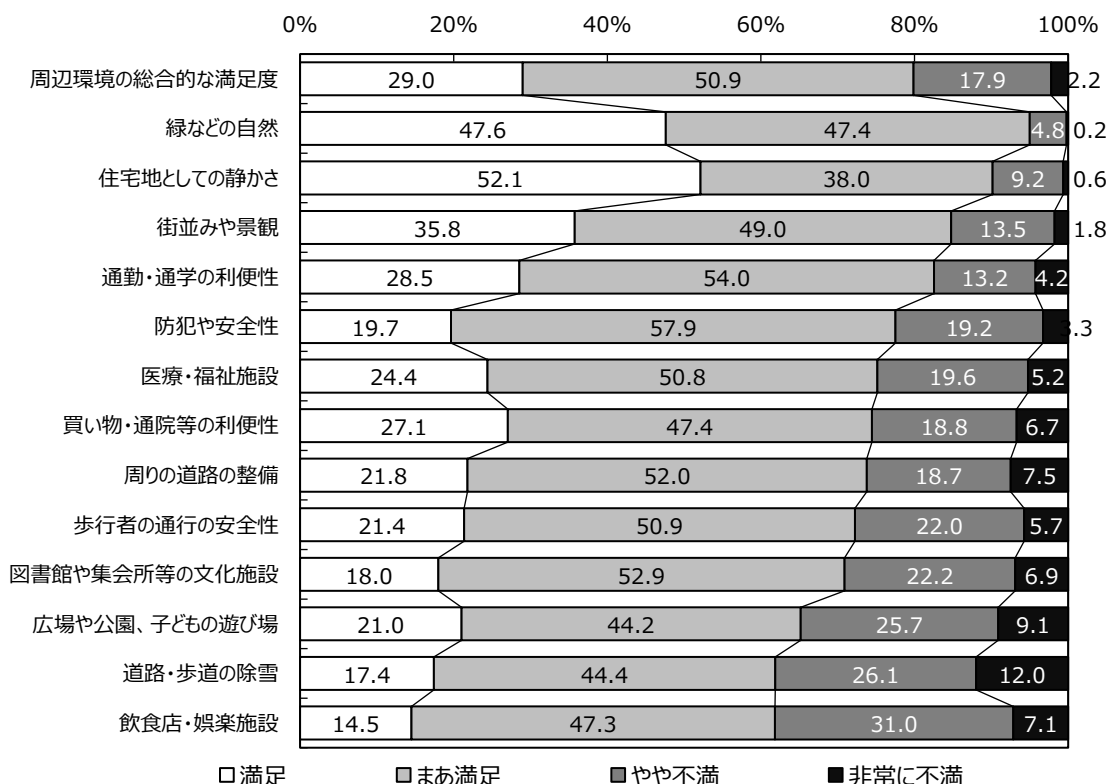
	件数	構成比
満足している	131	29.0%
まあ満足している	230	50.9%
やや不満がある	81	17.9%
非常に不満がある	10	2.2%
合計	452	100.0%

d. 周辺環境の具体的な内容についての満足度・各項目の比較

周辺環境の具体的な内容に関する13項目の満足度を比較すると、全ての項目において満足傾向が不満傾向を上回っています。

満足傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「緑などの自然」95.0%、「住宅地としての静かさ」90.1%、「街並みや景観」84.8%となっています。

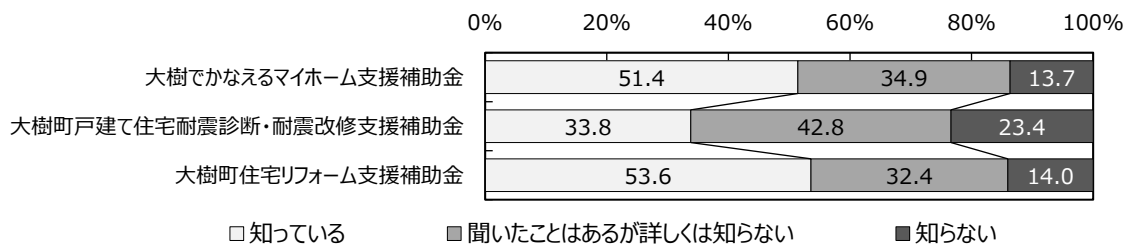
また、不満傾向の構成比の多い項目は、多い順に、「飲食店・娯楽施設」38.2%、「道路・歩道の除雪」38.1%、「広場や公園、子どもの遊び場」34.8%となっています。



(4) 改築・建て替え・リフォームなどについて（持ち家の戸建て住宅のみ）

a. 大樹町で実施している支援補助金について

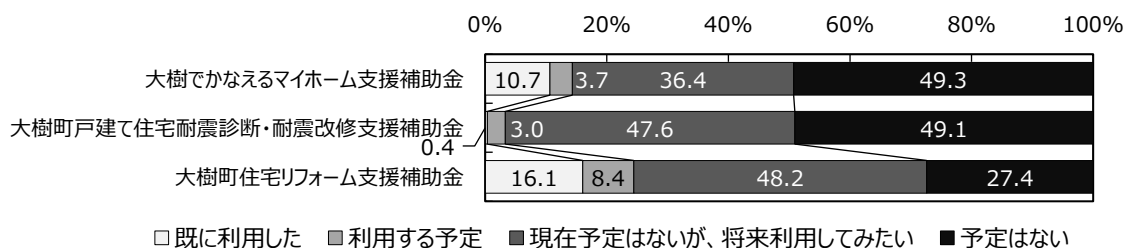
大樹町で実施している支援補助金についての町民の認知度は、「大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金」については33.8%が「知っている」と約1/3にとどまっているものの、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」及び「大樹町住宅リフォーム支援補助金」は過半の方が「知っている」と回答しています。



	知っている	聞いたことはあるが詳しくは知らない	知らない	合計
大樹でかなえるマイホーム支援補助金	143 51.4%	97 34.9%	38 13.7%	278 100.0%
大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金	94 33.8%	119 42.8%	65 23.4%	278 100.0%
大樹町住宅リフォーム支援補助金	149 53.6%	90 32.4%	39 14.0%	278 100.0%

b. 補助金の利用について

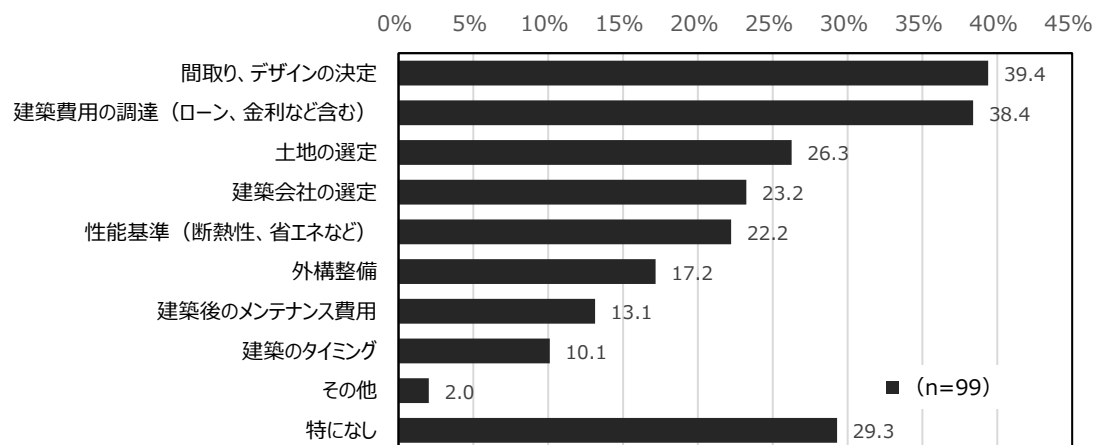
補助金の利用について、既に利用した人は、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」で10.7%、「大樹町住宅リフォーム支援補助金」で16.1%ですが、「利用する予定」及び「現在予定はないが、将来利用してみたい」を加えると、「大樹でかなえるマイホーム支援補助金」及び「大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金」は過半を占め、「大樹町住宅リフォーム支援補助金」では約3/4を占めます。



	既に利用した	利用する予定	現在予定はないが、将来利用してみたい	予定はない	合計
大樹でかなえるマイホーム支援補助金	29 10.7%	10 3.7%	99 36.4%	134 49.3%	272 100.0%
大樹町戸建て住宅耐震診断・耐震改修支援補助金	1 0.4%	8 3.0%	129 47.6%	133 49.1%	271 100.0%
大樹町住宅リフォーム支援補助金	44 16.1%	23 8.4%	132 48.2%	75 27.4%	274 100.0%

c. 新築住宅建設の検討の際、苦勞した点（複数回答）

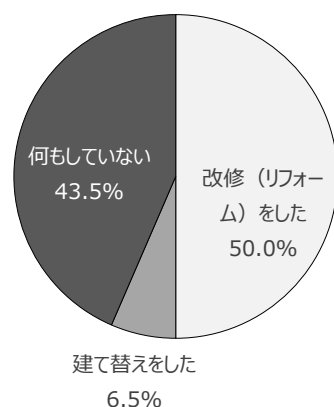
新築住宅建設の検討の際、苦勞した点は、多い順に、「間取り、デザインの決定」39.4%、「建築費用の調達（ローン、金利など含む）」で38.4%、「土地の選定」26.3%、「建築会社の選定」23.2%、「性能基準（断熱性・省エネなど）」22.2%などとなっています。



	件数	構成比
間取り、デザインの決定	39	39.4%
建築費用の調達（ローン、金利など含む）	38	38.4%
土地の選定	26	26.3%
建築会社の選定	23	23.2%
性能基準（断熱性、省エネなど）	22	22.2%
外構整備	17	17.2%
建築後のメンテナンス費用	13	13.1%
建築のタイミング	10	10.1%
その他	2	2.0%
特になし	29	29.3%
有効回答数	99	100.0%

d. 住宅で行ったこと

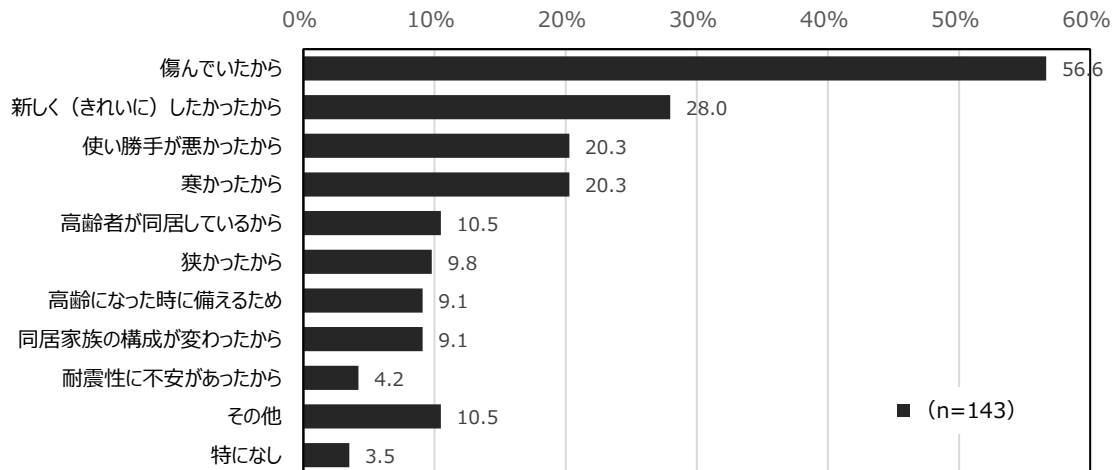
住宅で行ったことは、「改修（リフォーム）をした」50.0%、建て替えをした6.5%、「何もしていない」43.5%となっています。



	件数	構成比
改修（リフォーム）をした	123	50.0%
建て替えをした	16	6.5%
何もしていない	107	43.5%
合計	246	100.0%

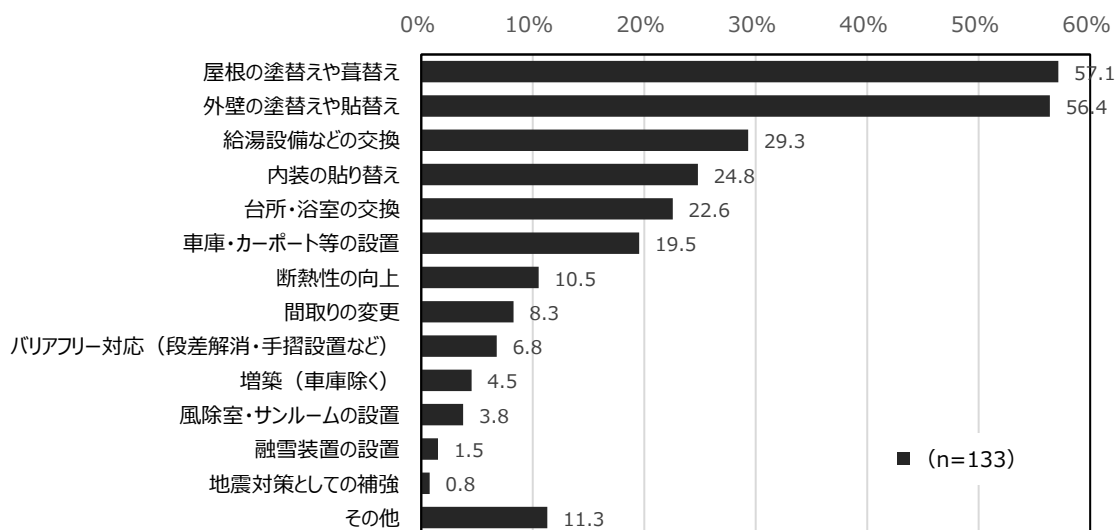
e. 改修（リフォーム）または建て替えをした理由（複数回答）

改修（リフォーム）または建て替えをした理由は、「傷んでいたから」が56.6%ととりわけ多く、次いで「新しく（きれいに）したかったから」28.0%、「使い勝手が悪かったから」及び「寒かったから」20.3%などとなっています。



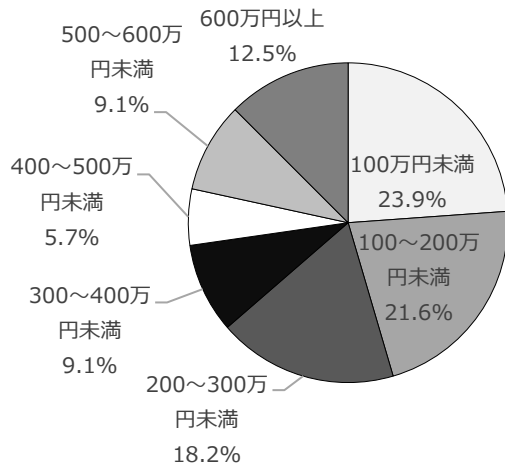
f. 改修（リフォーム）の内容（複数回答）

改修（リフォーム）の内容は、「屋根の塗替えや葺替え」57.1%、「外壁の塗装や貼り換え」52.4%とこの2つがとりわけ多く、次いで「給湯設備などの交換」27.3%、「内装の貼り換え」23.1%、「台所・浴室の交換」21.0%などとなっています。



g. 改修（リフォーム）費用の総額

改修（リフォーム）費用の総額は、「100万円未満」が23.9%、「100～200万円未満」が21.6%、「200～300万円未満」が18.2%などとなっています。

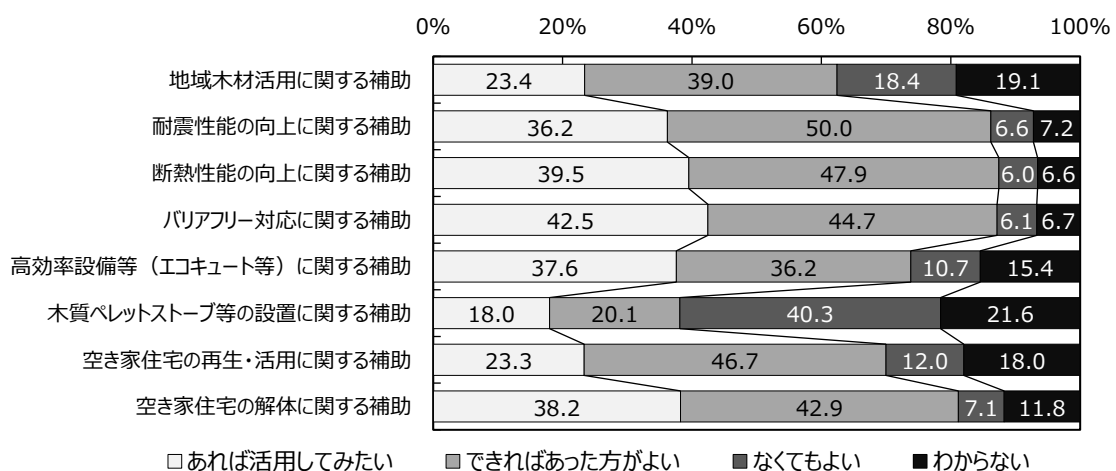


	件数	構成比
100万円未満	21	23.9%
100～200万円未満	19	21.6%
200～300万円未満	16	18.2%
300～400万円未満	8	9.1%
400～500万円未満	5	5.7%
500～600万円未満	8	9.1%
600万円以上	11	12.5%
合計	88	100.0%

h. 新築及び改修（リフォーム）への補助（助成）について

新築及び改修（リフォーム）への補助（助成）について、「あれば活用してみたい」の割合が高いのは、「バリアフリー対応に関する補助」42.5%、「断熱性能の向上に関する補助」39.5%、「空き家住宅の解体に対する補助」38.2%などとなっています。

一方、「なくてもよい」の割合が高いのは「木質ペレットストーブ等の設置に関する補助」40.3%、「地域木材活用に関する補助」18.4%となっています。



3 策定体制と策定経過

(1) 委員会設置要綱

大樹町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 大樹町における住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画(以下「計画」という。)を策定するため、大樹町住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討及び審議等を行うものとする。

- (1) 住環境・住宅事情などの現状把握に関すること。
- (2) 計画における課題の整理に関すること。
- (3) 地域特性を生かした計画の基本目標の取りまとめに関すること。
- (4) 重点的に展開すべき計画の推進方策の検討に関すること。
- (5) 長寿命化を図るべき公営住宅等の選定と維持に関すること。
- (6) その他、計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定をもって終了とする。

(委員長の職務及びその代理)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長には委員長が当たる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は必要な協力を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、建設水道課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	役割	構成員	備考
策定委員会	特別職及び関係課長で構成 ・計画の策定 ・計画の承認	【副 町 長】 黒川 豊 【総務課長】 鈴木 敏明 【企画商工課長】 伊勢 厳則 【保健福祉課長】 井上 博樹 【住民課長】 佐藤 弘康 【十勝総合振興局】 帯広建設管理部建設行政室建設指導課 建築住宅係長 小林 喜彦 建築住宅係技師 脇山 大空	委員長 副委員長
事務局	計画の策定に係る調査・検討 委員会の運営	【建設水道課】 課長 水津 孝一 主幹 奥 純一 業務係長 細谷 貴志 業務係主事 平野 麻衣 建築第二係長 江原 優介	
委託業者	(株)まちづくり計画設計	代表取締役 佐藤 邦昭 統括技師 松村 博文	

(2) 策定経過

令和3年5月28日	業務開始
令和3年6月18日	委員会設置要綱告示
令和3年7月1日：調査時点 令和3年8月24日：回収期限	意向調査
令和3年7月14日	第1回策定委員会
令和3年9月27日	第2回策定委員会
令和3年11月24日	第3回策定委員会
令和3年11月29日	議員協議会
令和3年12月9日	道中間報告
令和3年12月21日	都市計画審議会
令和3年12月23日	公営住宅運営委員会
令和4年1月24日～2月7日	パブリックコメント
令和4年2月21日	道策定協議
令和4年3月1日	業務終了